第９回トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会及び第８回トラック運送業の生産性向上協議会

（平成 30 年 9 月 27 日（木）10 時 00 分～12 時 00 分
於）　中央合同庁舎４号館　12 階農林水産省会議室）

【 議　事　次　第 】

Ⅰ．開会

Ⅱ．議題

１．ガイドラインの策定等について
２．働き方改革に関する状況について
３．その他

Ⅲ．閉会

【 配　布　資　料 】

議事次第、委員名簿、配席図
資料１　ガイドラインについて　【国土交通省】
資料２　平成３０年度コンサルティング事業及び今後の協議会について　【国土交通省】
資料３　荷待ち時間が特に長い輸送分野等における取組について　【国土交通省】
資料４　トラック運送業の適正運賃・料金検討会について　【国土交通省】
資料５　働き方改革関連法の成立について　【厚生労働省】
資料６　自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議について　【国土交通省】
資料７　農産品の物流について　【農林水産省】
資料８　トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプランについて　【全日本トラック協会】
資料９　平成３１年度概算要求について　【国土交通省】

参考資料　平成３０年７月豪雨及び平成３０年北海道胆振東部地震におけるトラックによる緊急物資輸送について

トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会委員名簿

トラック運送業の生産性向上協議会委員名簿

（順不同・敬称略）

野尻　俊明	流通経済大学学長（座長）
齊藤　　実	神奈川大学経済学部教授
高岡　美佳	立教大学経営学部教授
上田　正尚	（一社）日本経済団体連合会　産業政策本部長
輪島　　忍	（一社）日本経済団体連合会　労働法制本部長
五十嵐克也	日本商工会議所　地域振興部長
小林　治彦	日本商工会議所　産業政策第二部長
佐久間一浩	全国中小企業団体中央会　事務局次長
橋爪　茂久	（公社）日本ロジスティクスシステム協会　専務理事
黒川　　毅	日本機械輸出組合　国際貿易円滑化委員会委員長
一柳　尚成	トヨタ自動車（株）物流管理部長
檜山　　充	三菱商事（株）ロジスティクス総括部長
辻　　卓史	（公社）全日本トラック協会　副会長
馬渡　雅敏	（公社）全日本トラック協会　副会長
浅井　　隆	（公社）全日本トラック協会　副会長
三苫　和彦	日本通運（株）業務部長
平川　則男	日本労働組合総連合会　総合政策局長
村上　陽子	日本労働組合総連合会　総合労働局長
難波　淳介	全日本運輸産業労働組合連合会 中央執行委員長
山口　浩一	全国交通運輸労働組合総連合 中央執行委員長
多田　明弘	内閣府政策統括官（経済財政運営担当）
坂口　　卓	厚生労働省労働基準局長
伊奈　友子	経済産業省商務・サービスグループ消費・流通政策課物流企画室長
林　　揚哲	中小企業庁事業環境部取引課長
宮浦　浩司	農林水産省食料産業局食品流通課長
奥田　哲也	国土交通省自動車局長
多田　浩人	国土交通省総合政策局官房参事官（物流産業）

※多田明弘内閣府政策統括官はトラック運送業の生産性向上協議会の委員のみ

資料1

ガイドラインについて

「トラック運送における取引環境・労働時間改善地方協議会」における
平成２８年度パイロット事業（実証実験）の実施集団選定状況

〇47都道府県において対象集団が決定。

〇荷種の内訳は、食料品11件、農産物7件、紙・パルプ4件、建設資材3件、機械製品3件、飲料2件、鮮魚2件、繊維製品2件、工業製品2、その他11件となっており、全国で様々な荷種を扱う。

	発荷主	運送事業者	着荷主	荷種
北海道	○	○	○	鮮魚
青森	○	○	○	農産物
岩手	○	○	ー	木工製品
宮城	○	○	ー	計器
秋田	○	○	–	パルプ・紙
山形	○	○	○	農産物
福島	○	○	○	農産物
茨城	○	○	ー	コンクリート製品
栃木	○	○	ー	食料品
群馬	○	○	ー	農産物
埼玉	○	○	○	工業製品
千葉	○	○	ー	食料品
東京	○	○	○	紙
神奈川	○	○	○	水道管
山梨	○	○	○	食料品
新潟	○	○	ー	米菓
長野	○	○	ー	食料品
富山	○	○	○	紙・パルプ
石川	○	○	ー	建設資材
愛知	○	○	ー	建設資材
静岡	○	○	○	フィルム・シート
	○	○	–	鮮魚
岐阜	○	○	○	食料品
三重	○	○	ー	食料品

	発荷主	運送事業者	着荷主	荷種
福井	○	○	ー	繊維製品
大阪	○	○	○	食料品
京都	○	○	○	鋼材
兵庫	○	○	ー	機械製品
滋賀	○	○	○	日用品
奈良	○	○	○	機械製品
和歌山	○	○	○	建設資材
広島	○	○	○	機械部品
鳥取	○	○	○	乳製品
島根	○	○	○	フードサービス機器
岡山	○	○	ー	飲料
山口	○	○	○	繊維製品
徳島	○	○	○	紙
香川	○	○	○	食料品
愛媛	○	○	○	農産物
高知	○	○	○	食料品
福岡	○	○	○	工業製品
佐賀	○	○	ー	食料品
長崎	○	○	○	食料品
熊本	○	○	ー	農産物
大分	○	○	ー	卵
宮崎	○	○	○	農産物
鹿児島	○	○	ー	鶏肉
沖縄	○	○	○	飲料・雑貨

「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」における平成２９年度パイロット事業（実証実験）の実施集団選定状況

〇47都道府県において54対象集団が決定。
〇荷種の内訳は、食料品16件、農産物8件、建設資材8件、機械製品4件、日用品3件、その他15件であり、全国で様々な荷種を扱う。

都道府県	発荷主	運送事業者	着荷主	荷種
北海道	〇	〇	〇	農産物
青森	〇	〇	〇	農産物
岩手	〇	〇	〇	食料品
宮城	〇	〇	〇	食料品
秋田①	〇	〇	〇	農産物
秋田②	〇	〇	ー	紙・パルプ
山形	〇	〇	〇	食料品
福島①	〇	〇	ー	ゴム製品
福島②	〇	〇	〇	食料品
茨城	〇	〇	ー	浴槽等
栃木	〇	〇	〇	精密機器（自走式）
群馬	〇	〇	〇	機械製品
埼玉	〇	〇	ー	日用品
千葉	〇	〇	〇	建設資材
東京①	〇	〇	〇	食料品
東京②	〇	〇	〇	建設資材
神奈川	〇	〇	〇	化学品
山梨	〇	〇	〇	食料品
新潟	〇	〇	〇	農産物
長野	〇	〇	〇	食料品
富山	〇	〇	ー	化学品
石川①	〇	〇	〇	オフィス製品
石川②	〇	〇	ー	食料品
愛知①	〇	〇	〇	建設資材
愛知②	〇	〇	〇	食料品
静岡	〇	〇	〇	ゴム製品
岐阜	〇	〇	〇	窯業品
三重①	〇	〇	ー	建設資材
三重②	〇	〇	ー	食料品

都道府県	発荷主	運送事業者	着荷主	荷種
福井	〇	〇	ー	金属製品
大阪	〇	〇	〇	食料品
京都	〇	〇	〇	印刷フィルム
兵庫	〇	〇	〇	機械製品
滋賀	〇	〇	〇	日用品
奈良	〇	〇	〇	建設資材
和歌山①	〇	〇	〇	機械製品
和歌山②	〇	〇	〇	食料品
広島	〇	〇	〇	食料品
鳥取	〇	〇	〇	食料品、飼料
島根	〇	〇	〇	集荷荷物
岡山	〇	〇	〇	機械製品
山口	〇	〇	〇	建設資材
徳島	〇	〇	〇	農産物
香川	〇	〇	〇	建設資材
愛媛	〇	〇	〇	日用品
高知	〇	〇	ー	農産物
福岡	〇	〇	ー	家具
佐賀	〇	〇	ー	生活用品
長崎	〇	〇	ー	農産物
熊本	〇	〇	〇	建設資材
大分	〇	〇	ー	工業製品
宮崎	〇	〇	〇	農産物
鹿児島	〇	〇	〇	食料品
沖縄	〇	〇	〇	食料品

ガイドラインの横展開について

国土交通省

ガイドラインの横展開（今年度の予定）

- ガイドライン策定後、年度内に開催される地方協議会の場を活用し、荷主団体等に対し説明会を開催予定
- 全国数か所において、トラック事業者、荷主企業等を対象としたセミナーを年度内に開催予定（実施地域、実施時期については未定）

来年度も引き続き、周知・浸透を図る予定

資料2

平成30年度コンサルティング事業及び今後の協議会について

平成30年度の労働時間改善に向けた取組について

国土交通省

コンサルティング事業の実施

○平成28～29年度に実施のパイロット事業に引き続き、平成30年度はコンサルティング事業を実施

○パイロット事業では、全国47都道府県で実施したが、コンサルティング事業では、地域を限定して実施（以下の16地域）

※実施地域　北海道、青森、秋田、東京、新潟、富山、静岡、愛知、岐阜、大阪、和歌山
広島、山口、香川、宮崎、鹿児島

○引き続き、発荷主、着荷主、運送事業者による集団にコンサルタントを入れ、取組の効果を検証予定

○取組の成果については、ガイドラインの改訂により、周知、普及促進を図る予定

想定される取組み

○トラックドライバーによる荷役作業の負担軽減

○中継輸送によるドライバーの拘束時間の削減

○モーダルシフトによる拘束時間の削減

「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」における平成３０年度コンサルティング事業（実証実験）の実施集団選定状況

〇15都道府県において対象集団が決定。青森においても実施に向け選定中。

都道府県	発荷主	運送事業者	着荷主	荷種
北海道	〇	〇	〇	日用品
青森	△	△	△	
秋田	〇	〇	〇	農産物
東京	〇	〇	〇	一般雑貨
富山	〇	〇	〇	住宅用建材
新潟	〇	〇	〇	加工食品
静岡	〇	〇	△	自動車部品
愛知	〇	〇	〇	日用品
岐阜	〇	〇	〇	金属加工製品
大阪	〇	〇	〇	紙パルプ
和歌山	〇	〇	ー	機械製品
広島	〇	〇	〇	加工食品
山口	〇	〇	〇	加工食品
香川	〇	〇	〇	加工食品
宮崎	〇	〇	〇	青果物
鹿児島	〇	〇	〇	食肉

トラック輸送における取引環境・長時間労働改善に向けたロードマップの改訂案

国土交通省

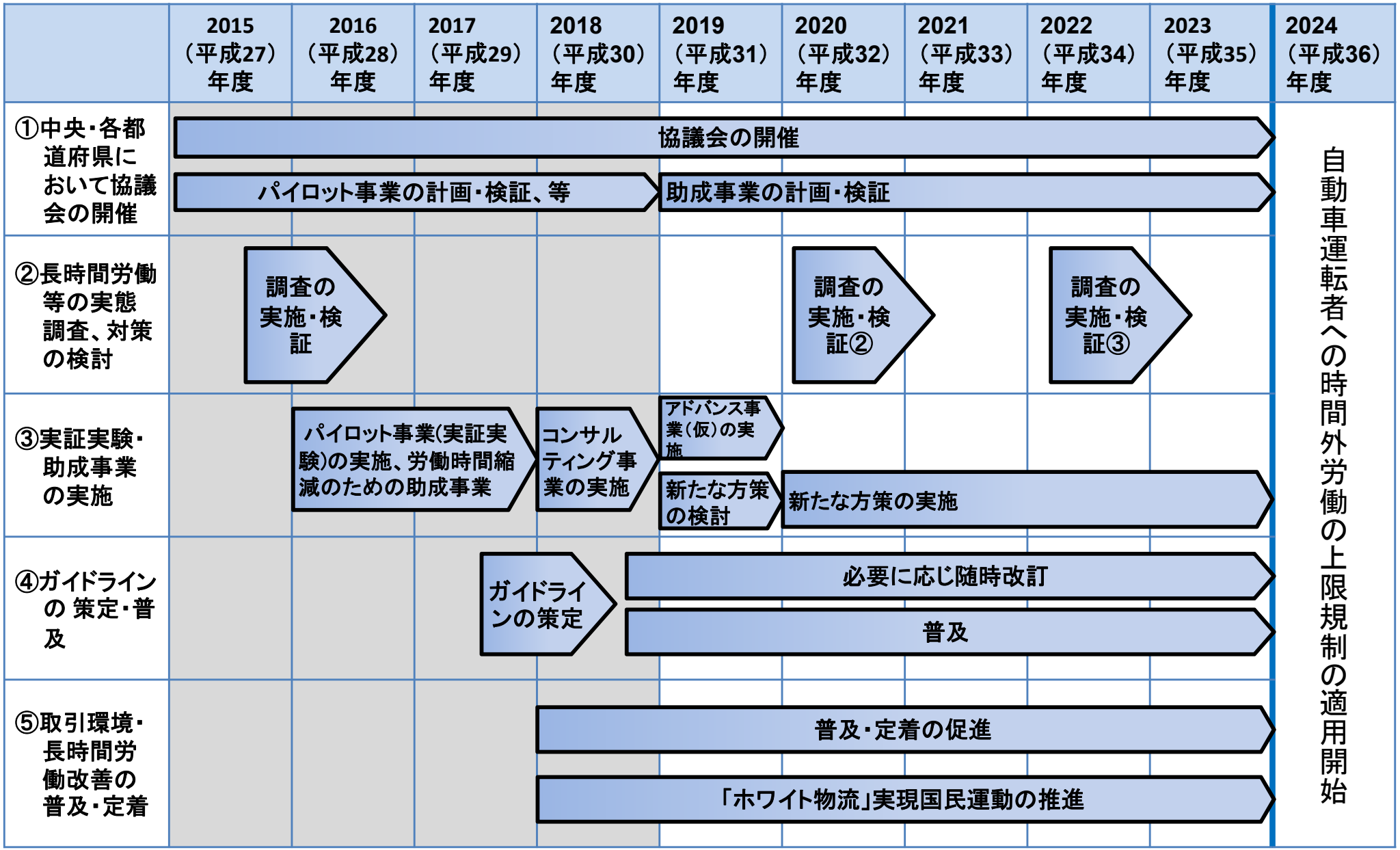

※2023（平成35年）4月には、中小企業における月60時間超の時間外労働の割増賃金率引き上げ

資料3

荷待ち時間が特に長い輸送分野等における取組について

荷待ち時間が特に長い輸送分野等における取組の推進

平成30年5月30日
第4回関係省庁連絡会議資料

- 他の産業と比較して長時間労働・低賃金の状況にあるトラック運送業の将来の担い手を確保するためには、荷主等の理解・協力なども得つつ、取引慣行上の課題も含めてサプライチェーン全体で解決を図っていく必要がある。
- 一方、輸送品目によって輸送等の特性が異なる面があり、輸送品目に応じて検討を実施することが効果的な面がある。
- このため、荷待ち件数が特に多い分野等について、それぞれ課題の抽出を図るとともに、各都道府県ごとに発着荷主及び運送事業者が参画して長時間労働の改善を図るために実施したパイロット事業のノウハウの展開等を行う。

検討事項のイメージ

・現在生じている課題についての関係者間の認識の共通化

・輸送品目ごとのサプライチェーン全体における生産性向上等に関する課題の抽出

・改善策について、パイロット事業により得られたノウハウも活用しつつ関係者間で検討・検証

・改善策についての展開・浸透

30分以上の荷待ち時間が生じた件数（輸送品目別）

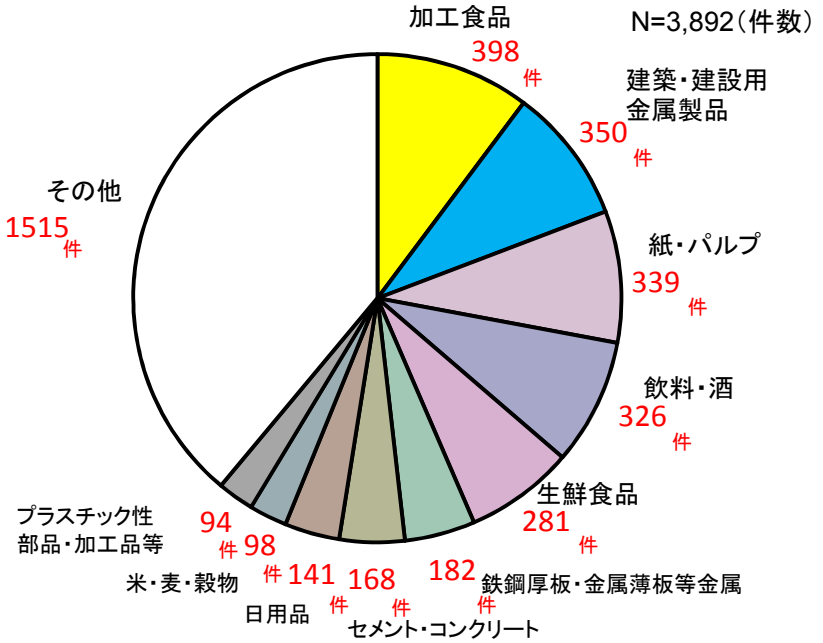

加工食品物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会について

国土交通省

○トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会において、平成28年度から平成29年度にかけて、発着荷主及び運送事業者が一体となって長時間労働の改善に取り組むパイロット事業を実施。

○パイロット事業では、様々な輸送品目について取組を行ってきたが、個々の輸送品目ごとに抱える課題や特性に違いがあるところであり、関係者が連携して課題解決を図っていく上では、輸送品目別に検討を行うことが効果的。

○昨年7月に実施した荷待ち時間の調査において、加工食品関係が件数が最も多かったことも踏まえ、加工食品における物流に関係する幅広い関係者からなる懇談会を設置。

○関係者間で存在する課題についての意識共有やパイロット事業等のノウハウ等の共有及び取組の展開を図り、トラックドライバーの労働時間の改善・サプライチェーン全体における効率化を図る。

「加工食品物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会」委員

矢野　裕児	流通経済大学教授（座長）
堀尾　　仁	味の素株式会社理事　食品事業本部　物流企画部長
小谷　光司	三菱食品株式会社ロジスティクス本部 戦略オフィス室長
鷲野　博昭	株式会社セブン - イレブン・ジャパン ＱＣ・物流管理本部物流・生産管理部 東日本物流管理 副総括マネジャー
戸川　晋一	株式会社ヤオコー取締役情報システム部長 兼ロジスティクス推進部長
谷　　章	一般社団法人日本スーパーマーケット協会 会員サポート部長
北條　　英	（公社）日本ロジスティクスシステム協会 JILS総合研究所　ロジスティクス環境推進センター センター長
西願　廣行	日本冷蔵倉庫協会副会長
飯原　正浩	株式会社丸和運輸機関常務執行役員
坂本　隆志	全日本トラック協会食料品部会　部会長
村西　正実	全日本トラック協会　審議役

【行政】

黒澤　　朗	厚生労働省労働基準局労働条件政策課長
宮浦　浩司	農林水産省食料産業局食品流通課長
東野　昭浩	農林水産省食料産業局食品製造課長
伊奈　友子	経済産業省商務・サービスグループ 消費・流通政策課物流企画室長
山田　輝希	国土交通省総合政策局物流政策課長
多田　浩人	国土交通省大臣官房参事官（物流産業）
平嶋　隆司	国土交通省自動車局貨物課長

※第1回懇談会を6月29日に開催

加工食品物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会について

国土交通省

第１回開催時の主な意見

○トラックドライバーは早く行って待機する習性があるため、荷主都合による荷待ち時間の定義が難しい。受付予約システムの導入が必要と考えている。

○パイロット事業でも好事例は必ず荷主の協力により実現している。サプライチェーンで真荷主と委託を受けた者がいる場合、真荷主でない方は改善に取り組もうとしない。サプライチェーン全体で待機時間の削減やパレット利用等の改善をしていくことが必要。

○パレットのサイズに違いがあり、１１と１２、それからビールパレットもある。また私有パレットの場合は持ち帰るためパレット間の積み替え作業が発生する。一貫パレチゼーションができると画期的に拘束時間が少なくなる。

○時間指定（ジャストインタイム）と少量多頻度化は事業者の処理能力を越える要因になる。

○リードタイムを半日長くしたらどうなるだろうか、あるいは1日長くしたらどうなるのか、そういったことを検証できたらいいかと思う。

○賞味期限の3分の1ルールの見直しもやって頂きたい。検品のルールも荷主、倉庫業者、トラック事業者バラバラである。

○倉庫で問題になるのは貨物の集中波動。商流の締めの関係で月末か月初に集中しているがここを見直していきたい。

○各流通における在庫をどうするか。在庫を持つのは悪だと言われている。在庫についてルール化し全体で考えていかないと、在庫を持たない方に進んでしまい、そのしわ寄せは物流事業者へ行くことになる。

資料4

トラック運送業の適正運賃・料金検討会について

トラック運送業の適正運賃・料金検討会

国土交通省

○自動車局においては、トラック運送事業者の取引環境の改善及び長時間労働の抑制に取り組むため、平成27年度、厚生労働省と共同で、荷主も構成員に含めた「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を設置。

○同協議会における取引環境改善に向けた議論に先立ち、適正運賃・料金収受に関する議論の論点整理や方向性に関する助言を行うための場として、平成28年7月に「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を設置。第4回検討会までの議論を踏まえ、平成29年8月4日に標準貨物自動車運送約款等を改正し同年11月4日に施行。

○平成29年12月20日に開催した第5回検討会以降、持続可能なトラック事業運営等のために必要なコスト構成等についてのトラック事業者・荷主の双方における共通かつ適切な理解の形成を促すための方策等について検討。

「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」委員

委員

【学識経験者】
- 藤井　聡　　京都大学工学部工学研究科教授（座長）
- 野尻　俊明　流通経済大学学長
- 苦瀬　博仁　流通経済大学流通情報学部教授
- 柳澤　宏輝　弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

【行政】
- 平嶋　隆司　国土交通省自動車局貨物課長
- 多田　浩人　国土交通省総合政策局参事官（物流産業）
- 藤枝　茂　　厚生労働省労働基準局労働条件政策課長
- 伊奈　友子　経済産業省商務・サービスグループ物流企画室長
- 宮浦　浩司　農林水産省食料産業局食品流通課長

オブザーバー

【荷主】
- 上田　正尚　　（一社）日本経済団体連合会産業政策本部長
- 五十嵐克也　　日本商工会議所流通・地域振興部長
- 黒川　毅　　日本機械輸出組合国際貿易円滑化委員会委員長

【トラック運送業】
- 坂本　克己　（公社）全日本トラック協会会長
- 馬渡　雅敏　（公社）全日本トラック協会副会長

【労働組合】
- 難波　淳介　全日本運輸産業労働組合連合会　中央執行委員長
- 山口　浩一　全国交通運輸労働組合総連合　中央執行委員長

第7回　トラック運送業の適正運賃・料金検討会

国土交通省

日時：平成30年5月9日（水）13:00～14:30
場所：中央合同庁舎3号館　11階　特別会議室

主な議事内容

「持続可能なトラック運送機能を確保していく上での共通認識の醸成について」

上記議題について、各委員及びオブザーバーより下記のような意見があった。

○運送事業者にコンプライアンス違反となる運行を強いることのないよう、ガイドラインを通じて荷主側に示す必要がある。

○コンプライアンス違反が運送事業者側だけの問題ではなく、違反の際には荷主側にどのような問題が生じるかを、手引き等を通じて荷主側にも問題意識を持たせるべきである。

○荷主側から運送事業者にコンプライアンス違反となる運行を強いることのないよう、荷主勧告制度の実効性をあげていくとともに、独禁法・下請法の観点から他省庁とも連携して取り組みたい。

○参入規制緩和・事後チェック型の運送業において、きちんとチェックを行えることが、コンプライアンス違反の事業者と、それに関与する荷主への対策に直結する。

上記の意見を踏まえ、荷主と運送事業者双方で持続可能なトラック運送機能を確保していく上での共通認識をもち、適切な取引環境をつくることができるように、手引き書を作成する予定。

資料５

働き方改革関連法の成立について

厚生労働省　労働基準局
労働条件政策課

◆働き方改革関連法の国会審議経過・政省令公布

2018年４月６日　第196回通常国会提出（閣法第63号）

衆議院

４月27日	衆議院本会議	趣旨説明・質疑
	衆議院厚生労働委員会	付託・提案理由説明
５月２日	〃	質疑①
５月９日	〃	質疑②
５月11日	〃	質疑③
５月16日	〃	質疑④
５月18日	〃	質疑⑤
５月22日	〃	参考人質疑
５月23日	〃	質疑⑥
５月25日	〃	質疑⑦、採決（一部修正）※附帯決議12項目
５月31日	**衆議院本会議**	**可決（同日　参議院へ送付）**

参議院

2018年６月４日	参議院本会議	趣旨説明・質疑
	参議院厚生労働委員会	付託
６月５日	〃	質疑①
６月７日	〃	質疑②
６月12日	〃	参考人質疑、質疑③
６月13日	〃	地方公聴会
６月14日	〃	質疑④
６月19日	〃	質疑⑤
６月26日	〃	質疑⑥
６月28日	〃	質疑⑦、採決　※附帯決議47項目
６月29日	**参議院本会議**	**可決、成立**

７月６日　法律公布（2018年法律第71号）

⇒９月７日　政省令・告示　公布

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）の概要

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、 多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等のための措置を講ずる。

Ⅰ　働き方改革の総合的かつ継続的な推進

働き方改革に係る基本的考え方を明らかにするとともに、国は、改革を総合的かつ継続的に推進するための「基本方針」（閣議決定）を定めることとする。（雇用対策法）
※（衆議院において修正）中小企業の取組を推進するため、地方の関係者により構成される協議会の設置等の連携体制を整備する努力義務規定を創設。

Ⅱ　長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等

1　労働時間に関する制度の見直し（労働基準法、労働安全衛生法）

・時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定。
（※）自動車運転業務、建設事業、医師等について、猶予期間を設けた上で規制を適用等の例外あり。研究開発業務について、医師の面接指導を設けた上で、適用除外。
・月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）について、中小企業への猶予措置を廃止する。また、使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対し、５日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする。
・高度プロフェッショナル制度の創設等を行う。（高度プロフェッショナル制度における健康確保措置を強化）
※（衆議院において修正）高度プロフェッショナル制度の適用に係る同意の撤回について規定を創設。
・労働者の健康確保措置の実効性を確保する観点から、労働時間の状況を省令で定める方法により把握しなければならないこととする。（労働安全衛生法）

2　勤務間インターバル制度の普及促進等（労働時間等設定改善法）

・事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならないこととする。
※（衆議院において修正）事業主の責務として、短納期発注や発注の内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する努力義務規定を創設。

3　産業医・産業保健機能の強化（労働安全衛生法等）

・事業者から、産業医に対しその業務を適切に行うために必要な情報を提供することとするなど、産業医・産業保健機能の強化を図る。

Ⅲ　雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保

1　不合理な待遇差を解消するための規定の整備（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法）

短時間・有期雇用労働者に関する同一企業内における正規雇用労働者との不合理な待遇の禁止に関し、個々の待遇ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。併せて有期雇用労働者の均等待遇規定を整備。派遣労働者について、①派遣先の労働者との均等・均衡待遇、②一定の要件※を満たす労使協定による待遇のいずれかを確保することを義務化。また、これらの事項に関するガイドラインの根拠規定を整備。　（※）同種業務の一般の労働者の平均的な賃金と同等以上の賃金であること等

2　労働者に対する待遇に関する説明義務の強化（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法）

短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者について、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等に関する説明を義務化。

3　行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備

１の義務や2の説明義務について、行政による履行確保措置及び行政ADRを整備。

施行期日　Ⅰ：公布日（平成30年7月6日）
Ⅱ：平成31年4月1日（中小企業における時間外労働の上限規制に係る改正規定の適用は平成32年4月1日、1の中小企業における割増賃金率の見直しは平成35年4月1日）
Ⅲ：平成32年4月1日（中小企業におけるパートタイム労働法・労働契約法の改正規定の適用は平成33年4月1日）
※（衆議院において修正）改正後の各法の検討を行う際の観点として、労働者と使用者の協議の促進等を通じて、労働者の職業生活の充実を図ることを明記。

Ⅰ　働き方改革の総合的かつ継続的な推進（雇用対策法の改正）

働き方改革に係る基本的考え方を明らかにするとともに、国は、改革を総合的かつ継続的に推進するための「基本方針」（閣議決定）を定めることとする。

1　題名と目的規定等の改正

○　労働施策を総合的に講ずることにより、労働者の多様な事情に応じた雇用の安定及び職業生活の充実、労働生産性の向上を促進して、労働者がその能力を有効に発揮することができるようにし、その職業の安定等を図ることを法の目的として明記する。

○　法律の題名を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」とする。

○　労働者は、職務及び職務に必要な能力等の内容が明らかにされ、これらに即した公正な評価及び処遇その他の措置が効果的に実施されることにより、職業の安定が図られるように配慮されるものとすることを加える。

2　国の講ずべき施策

○　労働者の多様な事情に応じた「職業生活の充実」に対応し、働き方改革を総合的に推進するために必要な施策として、現行の雇用関係の施策に加え、次のような施策を新たに規定する。

- ▶ 労働時間の短縮その他の労働条件の改善
- ▶ 多様な就業形態の普及
- ▶ 雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれた待遇の確保
- ▶ 仕事と生活（育児、介護、治療）の両立

3　事業主の責務

○　事業主の役割の重要性に鑑み、その責務に、「職業生活の充実」に対応したものを加える。

- ▶ 労働者の労働時間の短縮その他の労働条件の改善など、労働者が生活との調和を保ちつつ意欲と能力に応じて就業できる環境の整備に努めなければならない。

4　基本方針の策定

○　国は、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするために必要な労働施策の総合的な推進に関する基本方針（閣議決定）を定める。

○　基本方針に盛り込む他省庁と連携すべき取組について、厚生労働大臣から関係大臣等に必要な要請を行うことができる。

○　厚生労働大臣は、基本方針の案を作成するに当たっては、あらかじめ、都道府県知事の意見を求めるとともに、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

○　国は、労働施策をめぐる経済社会情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、基本方針を変更しなければならない。

（衆議院において修正）

○　国は、基本方針に定められた施策の実施について、中小企業における取組が円滑に進むよう、協議会の設置等の連携体制の整備に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

1 労働時間に関する制度の見直し（労働基準法、労働安全衛生法）

（1）長時間労働の是正

①　時間外労働の上限規制の導入

・時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定。

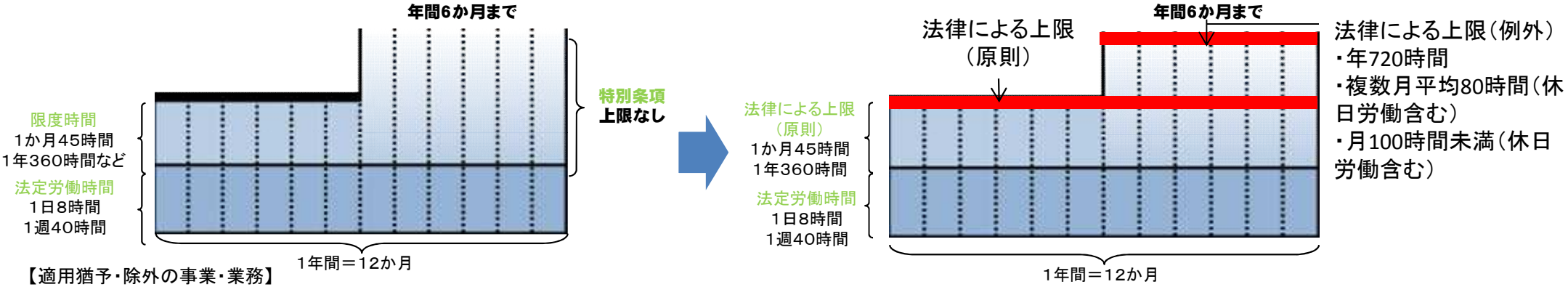

【適用猶予・除外の事業・業務】

自動車運転の業務	改正法施行5年後に、時間外労働の上限規制を適用。上限時間は、年960時間とし、将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定。
建設事業	改正法施行5年後に、一般則を適用。（ただし、災害時における復旧・復興の事業については、1か月100時間未満・複数月平均80時間以内の要件は適用しない。この点についても、将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定。）。
医師	改正法施行5年後に、時間外労働の上限規制を適用。 具体的な上限時間等は省令で定めることとし、医療界の参加による検討の場において、規制の具体的あり方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得る。
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	改正法施行5年間は、1か月100時間未満・複数月80時間以内の要件は適用しない。（改正法施行5年後に、一般則を適用）
新技術・新商品等の研究開発業務	医師の面接指導（※）、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、時間外労働の上限規制は適用しない。 ※時間外労働が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととする。（労働安全衛生法の改正）

※行政官庁は、当分の間、中小事業主に対し新労基法第36条第９項の助言及び指導を行うに当たっては、中小企業における労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態等を踏まえて行うよう配慮するものとする。（経過措置）

＜参照条文：改正後の労働基準法第36条＞

7　厚生労働大臣は、労働時間の延長及び休日の労働を適正なものとするため、第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項、当該労働時間の延長に係る割増賃金の率その他の必要な事項について、労働者の健康、福祉、時間外労働の動向その他の事情を考慮して指針を定めることができる。

9　行政官庁は、第七項の指針に関し、第一項の協定をする使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

②　中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し　平成27年法案と同内容

・月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）について、中小企業への猶予措置を廃止する。（平成35年4月1日施行）

③　一定日数の年次有給休暇の確実な取得　平成27年法案と同内容

・使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする（労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については指定の必要はない）。

④　**労働時間の状況の把握の実効性確保**

・労働時間の状況を省令で定める方法（※）により把握しなければならないこととする。（労働安全衛生法の改正）

※省令で使用者の現認や客観的な方法による把握を原則とすることを定める

（２）多様で柔軟な働き方の実現

①　フレックスタイム制の見直し

- フレックスタイム制の「清算期間」の上限を1か月から3か月に延長する。　平成27年法案と同内容

②　特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の創設

- 職務の範囲が明確で一定の年収（少なくとも1,000万円以上）を有する労働者が、高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、年間104日の休日を確実に取得させること等の健康確保措置を講じること、本人の同意や委員会の決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする。

平成27年法案からの修正点

・健康確保措置として、年間104日の休日確保措置を義務化。加えて、①インターバル措置、②1月又は3月の在社時間等の上限措置、③2週間連続の休日確保措置、④臨時の健康診断のいずれかの措置の実施を義務化（選択的措置）。

- また、制度の対象者について、在社時間等が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととする。（※労働安全衛生法の改正）

（衆議院において修正）

- 対象労働者の同意の撤回に関する手続を労使委員会の決議事項とする。

2　勤務間インターバル制度の普及促進等（労働時間等設定改善法）

○　**勤務間インターバル制度の普及促進**

事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならないこととする。

○　**企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組促進**　平成27年法案と同内容

企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組を促進するため、企業全体を通じて一の労働時間等設定改善企業委員会の決議をもって、年次有給休暇の計画的付与等に係る労使協定に代えることができることとする。

（衆議院において修正）

〇　事業主の責務として、短納期発注や発注の内容の頻繁な変更を行わないよう配慮するよう努めるものとする。

3　産業医・産業保健機能の強化（労働安全衛生法等）

○　事業者は、衛生委員会に対し、産業医が行った労働者の健康管理等に関する勧告の内容等を報告しなければならないこととする。（産業医の選任義務のある労働者数50人以上の事業場）　等

○　事業者は、産業医に対し産業保健業務を適切に行うために必要な情報を提供しなければならないこととする。（産業医の選任義務のある労働者数50人以上の事業場）　等

Ⅲ　雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保
（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の改正）

「働き方改革実行計画」に基づき、以下に示す法改正を行うことにより、同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の実効ある是正を図る。

1．不合理な待遇差を解消するための規定の整備

○　短時間・有期雇用労働者に関する同一企業内における正規雇用労働者との不合理な待遇の禁止に関し、個々の待遇ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。
（有期雇用労働者を法の対象に含めることに伴い、題名を改正（「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」））

○　有期雇用労働者について、正規雇用労働者と①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲が同一である場合の均等待遇の確保を義務化。

○　派遣労働者について、①派遣先の労働者との均等・均衡待遇、②一定の要件（同種業務の一般の労働者の平均的な賃金と同等以上の賃金であること等）を満たす労使協定による待遇のいずれかを確保することを義務化。

○　また、これらの事項に関するガイドラインの根拠規定を整備。

2．労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

○ 短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者について、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等に関する説明を義務化。

3．行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備

○　1の義務や2の説明義務について、行政による履行確保措置及び行政ADRを整備。

◆労働基準法施行規則の改正（トラック運送業関係部分）

第６９条第２項

　法第百四十条第一項の厚生労働省令で定める業務は、一般乗用旅客自動車運送事業の業務、貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業をいう。）の業務、一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）の業務、一般貸切旅客自動車運送事業（同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業をいう。）の業務その他四輪以上の自動車の運転の業務とする。

資料6

自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議について

「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」の概要

国土交通省

開催趣旨

自動車運送事業(トラック・バス・タクシー事業)について、省庁横断的な検討を行い、長時間労働を是正するための環境を整備することを目的とした関連制度の見直しや支援措置に関する行動計画の策定及び実施を総合的かつ計画的に推進するため、自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議を開催する。

構成

議　　長：野上　浩太郎　内閣官房副長官
議長代理：牧野　たかお　国土交通副大臣
副 議 長：古谷　一之　　内閣官房副長官補（内政）
構 成 員：内閣府政策統括官（経済財政運営担当）
　　警察庁交通局長
　　財務省大臣官房総括審議官
　　厚生労働省労働基準局長
　　農林水産省食料産業局長
　　経済産業省大臣官房商務・サービス審議官
　　国土交通省自動車局長
　　環境省地球環境局長

検討の視点

1．労働生産性の向上
- 短い時間で効率的に運ぶ
- たくさん運んで、しっかり稼ぐ
- 運転以外の業務も効率化　等

2．多様な人材の確保・育成
- 力仕事・泊まり勤務等からの解放
- 誰でも働きやすい職場づくり
- 免許を取る人を増やす　等

3．取引環境の適正化
- 荷主・元請の協力の確保
- 運賃・料金の適正収受　等

スケジュール

平成29年6月29日　第１回　現状と課題、今後の進め方　等
8月28日　第２回　「直ちに取り組む施策」の取りまとめ
平成30年2月20日　第３回　取組の進捗状況、政府行動計画の策定方針
5月30日　第４回　「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」の決定　等

「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」の概要
―「運び方改革」と安全・安心・安定（3A）の職業運転者の実現―

2018.5.30
関係省庁
連絡会議
決定

背景・現状

・トラック・バス・タクシーの運転者は、全職業平均に比べ、年間労働時間が1~2割長いにも関わらず、年間賃金は1~3割低い状況。
・2017年度の「自動車運転の職業」の有効求人倍率は、2.81倍と運転者不足が深刻。
（「職業計」は1.38倍）

物流の停滞や、**生活交通路線の廃止・減便**、**観光客輸送への支障**など、生じる恐れ。

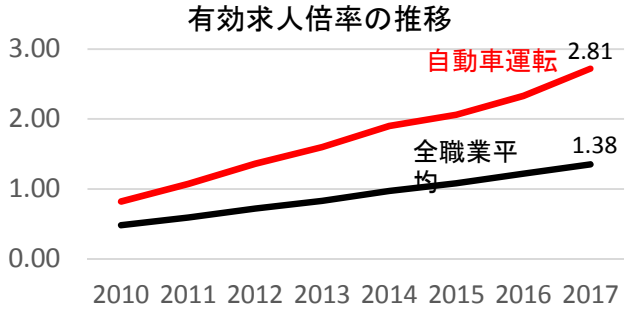

政府行動計画の内容

○計画期間
計画の策定の日から自動車の運転業務に対する罰則付きの時間外労働の上限規制の適用開始（2024年4月１日予定）までの期間。

○数値目標
（目標1）2023年度末までのできるだけ早い時期に全ての事業者が一箇月の拘束時間の限度及び休日労働の限度に関する基準を遵守している状態。
（目標2）2024年度末までのできるだけ早い時期に全ての事業者の全ての運転者の時間外労働が年960時間以内となっている状態。

○取り組む施策の概要
以下のような観点から88施策を記載（別紙参照）
Ⅰ.長時間労働是正の環境整備
(1)労働生産性の向上
(2)多様な人材の確保・育成
(3)取引環境の適正化
Ⅱ.長時間労働是正のためのインセンティブ・抑止力の強化

○計画の実効性の確保
主に以下の指標をモニタリングしていく。
労働時間、賃金、運転者の需給、運転者の構成

働き方改革の実現に向けた方針

自動車運送事業の働き方改革の実現と運転者不足の解消には、**荷主企業**や**国民**などの様々な**関係者の理解と協力**が必要不可欠。

○**荷主企業**に対しては
以下の視点から改めて確認・点検を要請。
・自社の業務運営が**運転者に過度の負担**を与えてしまっていないか。
・**出荷量の偏りを平準化**、**入出荷を集約化**するなど、必要となるトラックの**稼働台数を節減**できないか。
・運送事業者からの具体的な改善提案に対し、協議に応じているか。

○**国民や企業**には
宅配便の**再配達の削減**や**引越し時期の分散**について協力を要請。

我が国の自動車運送の現場を、**女性**や**高齢の運転者**も活躍しやすい、より**ホワイトな労働環境**に変えていき、**必要な運送サービスを安定的に確保**。

「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」の概要
－長時間労働にブレーキ、生産性向上にアクセル－
～「運び方改革」と３Ａ（安全・安心・安定）労働の実現に向けた88施策～

2018.5.30
関係省庁
連絡会議
決定

自動車の運転業務への罰則付きの**時間外労働の上限規制の導入**（2024年4月予定）に向け、**政府を挙げて以下の取組を強力に推進。**

「★」を付した施策は、「直ちに取り組む施策」（2017年8月）以降の**追加**施策

Ⅰ．長時間労働是正の環境整備

（１）労働生産性の向上

①輸送効率の向上 【警・農・経・国・環】
- ・輸送分野別の取組の強化★
- ・長時間労働を是正するためのガイドラインの作成・見直し
- ・トラック予約受付システムの導入促進（荷待ち時間短縮）
- ・機械荷役への転換促進（荷役時間短縮）
- ・高速道路の有効活用（走行時間短縮）
- ・宅配ボックスの普及促進（再配達削減）
- ・ダブル連結トラックの導入促進（車両の大型化）

②潜在需要の喚起による収入増加 【国】
- ・インバウンド需要の取り込み★
- ・タクシーの配車アプリを活用した新サービス導入

③運転以外の業務も効率化 【国】
- ・IT点呼の更なる導入拡大★

（２）多様な人材の確保・育成

①働きやすい環境の整備 【厚・農・国】
- ・女性ドライバー等が運転しやすいトラックのあり方の検討★
- ・中継輸送の普及促進（泊まり勤務を日帰り勤務に）
- ・機械荷役への転換促進（力仕事からの解放）（再掲）

②運転者の確保 【警・厚・国】
- ・第二種免許制度の在り方についての検討
- ・大型一種免許取得の職業訓練の実施

（３）取引環境の適正化

①荷主・元請等の協力の確保 【厚・農・経・国】
- ・「ホワイト物流」実現国民運動（仮称）の推進★
- ・輸送分野別の取組の強化★（再掲）
- ・引越運送における人手不足対策の推進★

②運賃・料金の適正収受 【国】
- ・標準運送約款の改正趣旨の浸透促進★
- ・トラック事業者・荷主のコスト構成等への共通理解の形成促進★

Ⅱ．長時間労働是正のためのインセンティブ・抑止力の強化

①「働き方改革の実現に向けたアクションプラン」の実現支援【国】
事業者団体による取組を支援

②ホワイト経営の「見える化」【国】
ホワイト経営に取り組む事業者の認証制度の創設

③労働時間管理の適正化の促進【国】
ICTを活用した運行管理の普及方策の検討・実施★

④行政処分の強化【国】
新処分基準による行政処分の実施

「ホワイト物流」実現国民運動（仮称）

平成30年5月30日
第4回関係省庁連絡会議資料

- 運転者不足に対応し、我が国の産業活動や国民生活に必要な物流機能を安定的に確保するため、農林水産省、経済産業省、国土交通省等の関係省庁と荷主や物流事業者の関係団体、労働組合等が連携し、労働生産性の向上と、女性や高齢者を含む多様な人材が現場労働者として活躍できる労働環境の実現に取り組む運動を強力に推進する。
- 今後、関係者との調整を速やかに進め、本年秋頃までに「ホワイト物流」実現国民運動（仮称）の推進体制を立ち上げるとともに、順次、運動の拡大・深化を図っていくこととする。

～物流プロセス全体で取組を展開～

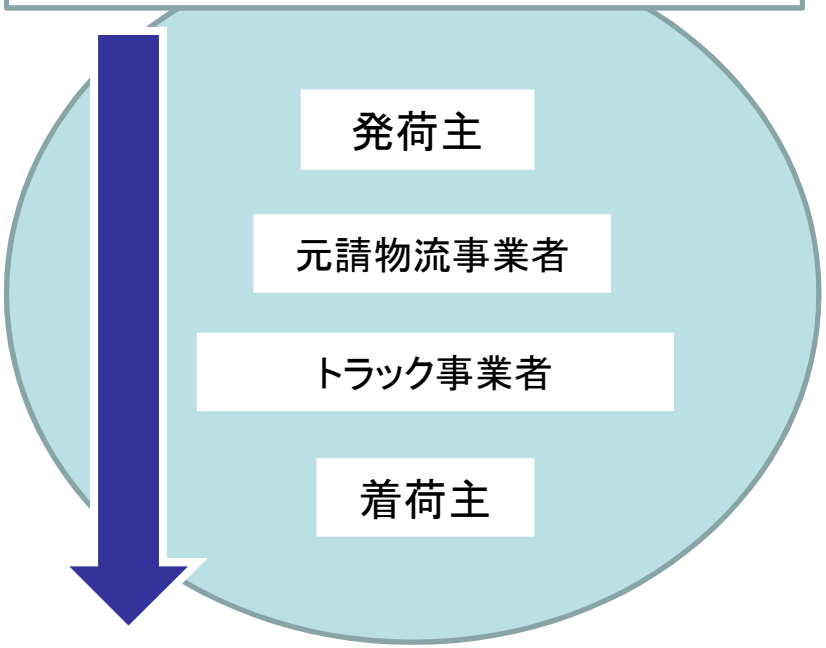

運動のイメージ

- 関係者にて調整の上、発・着の荷主、元請物流事業者等の関係者が、今後取り組むべき事項や具体的な推進方策をとりまとめ、公表・実施。
  （取り組みイメージ）
  トラック予約受付システムの導入
  ドライバーの手荷役作業の軽減
  下請は二次下請まで　等
- 好取組の情報発信・横展開
- 政府行動計画のフォローアップ結果を踏まえ、必要に応じ推進方策等を見直し。

荷待ち時間が特に長い輸送分野等における取組の推進

平成30年5月30日
第4回関係省庁連絡会議資料

- 他の産業と比較して長時間労働・低賃金の状況にあるトラック運送業の将来の担い手を確保するためには、荷主等の理解・協力なども得つつ、取引慣行上の課題も含めてサプライチェーン全体で解決を図っていく必要がある。
- 一方、輸送品目によって輸送等の特性が異なる面があり、輸送品目に応じて検討を実施することが効果的な面がある。
- このため、荷待ち件数が特に多い分野等について、それぞれ課題の抽出を図るとともに、各都道府県ごとに発着荷主及び運送事業者が参画して長時間労働の改善を図るために実施したパイロット事業のノウハウの展開等を行う。

検討事項のイメージ

・現在生じている課題についての関係者間の認識の共通化

・輸送品目ごとのサプライチェーン全体における生産性向上等に関する課題の抽出

・改善策について、パイロット事業により得られたノウハウも活用しつつ関係者間で検討・検証

・改善策についての展開・浸透

30分以上の荷待ち時間が生じた件数（輸送品目別）

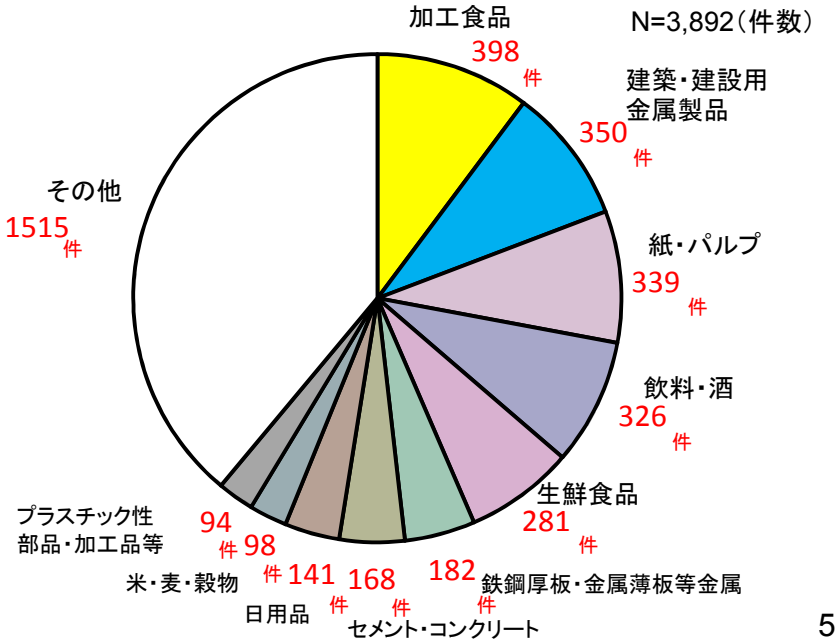

資料7

農産物の物流について

食料産業局　食品流通課

物流の現状と政府全体の動き

- トラックを含む自動車運送業では、長時間労働・低賃金で人手不足も深刻化。
- 政府では、関係省庁が集まって横断的な検討を行い、本年５月、自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画をとりまとめ。

自動車運送業の現状

○ **トラック・バス・タクシーの運転者**は、全職業平均に比べ、**年間労働時間が１～２割長い**にも関わらず、**年間賃金は１～３割低い**状況。

【(年間)平均労働時間数の比較】

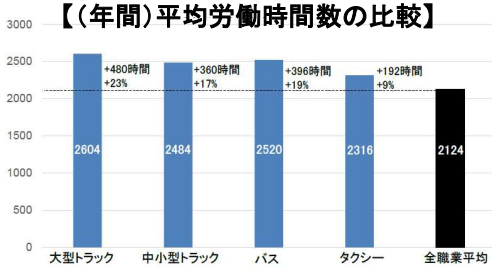

【年間賃金の比較】

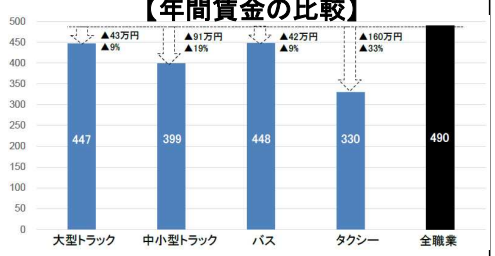

○ 平成29(2017)年度の「自動車運転の職業」の有効求人倍率は、全職業平均1.38に比べ、2.81倍と**運転者不足が深刻**。

【有効求人倍率の推移】

物流の停滞のほか、生活交通・観光客輸送への支障のおそれ

政府全体の動き

○「働き方改革実行計画」
(平成29年3月、働き方改革実現会議)
長時間労働の是正を図る観点から、時間外労働について罰則付きの上限規制を導入

○働き方改革法案
自動車の運転業務にも、改正法施行の5年後から年960時間(＝月平均80時間以内)の上限規制を適用

上限規制適用までの対策を関係省庁横断的に検討

○「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」(平成30年5月、関係省庁連絡会議)

①長時間労働是正の環境整備
・輸送効率の向上　・荷主・元請等の協力の確保
②長時間労働是正のためのインセンティブ・抑止力の強化

Copyright 2017 Food Industry Affairs Bureau.　Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.

農産品物流の現状

○ 現状の**農産品物流は逼迫**しており、農業者からは思うように運べない、小ロットでは物流費が高くなるといった声が上がっている。

○ 農産品流通は、生産構造や品目の特性、消費者ニーズ等に対応するため、全国から迅速に集分荷する**流通形態**に発展したが、それが**トラック輸送に大きな負荷**を与える要因ともなっている。

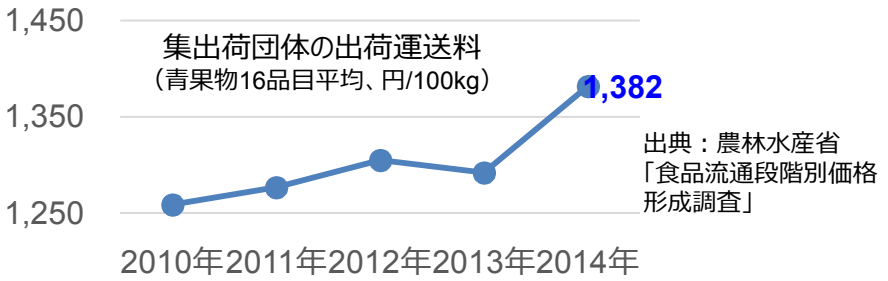

出典：農林水産省「食品流通段階別価格形成調査」

【農業者等の声】

- ◆現在も輸送は『ギリギリ』の状態で、台風や事故など何かあれば『運べない』状況。（ＪＡ関係者）
- ◆以前は複数箇所での荷下ろしができたが今年からは２箇所までと制限あり。（ＪＡ関係者）
- ◆地方では物流費が高い。小ロットでは送料の方が商品より高くなる場合も。（農業者）

【各地から東京までの距離とトラック輸送時間】

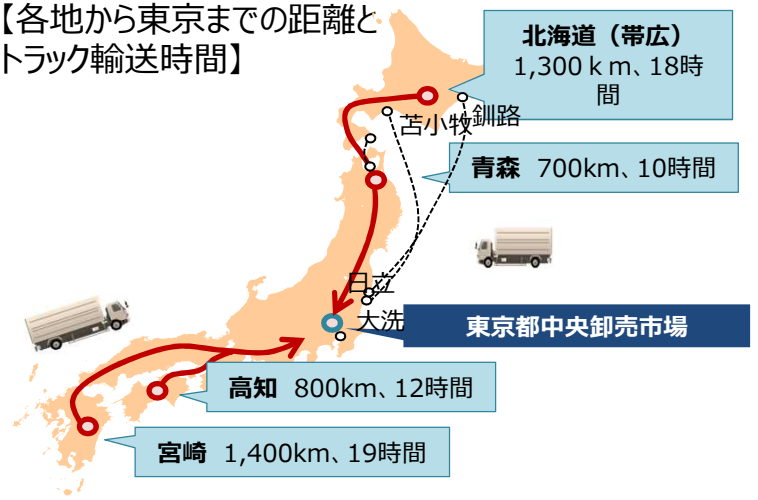

（点線：北海道からのトラック輸送形態（トラック→フェリー→トラック））
出典：農林水産省生産局「青果物流通をめぐる現状と取組事例」

生産構造	品目特性	消費者ニーズ
◆ 生産量が天候等に左右される ◆ 品目が多く、ロットが小さい場合も ◆ 消費地の遠隔地に大産地が存在	◆ 腐敗や傷つき易い ◆ 多種多様な品種 ◆ 冷蔵等の温度管理が必要 ◆ 流通過程で荷姿が変わる場合も	◆ 鮮度、味を重視 ◆ 多頻度少量で購入 ◆ 多様化・細分化し豊富な品揃が必要

Copyright 2017 Food Industry Affairs Bureau.　Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.

トラック輸送の現状

○ **農産品物流は、トラックによる輸送が大宗**を占めているが、トラック業界は、長時間労働や低賃金等過酷な労働環境から**深刻な人手不足**の他、長時間労働の短縮等**コンプライアンス遵守の要請**が高まっている。

○ 特に農産品の輸送は、

① 出荷量が直前まで決まらず、出荷待ち、荷下ろし待ち等の手待ち時間の長さや、長距離輸送による**長時間の拘束**

② 手積み手下ろし等の手荷役作業が多く、**重労働**

③ 突然の行き先変更や厳しい品質管理、厳格な到着時間など**運行管理が難しい**

④ 帰り荷がなかったり、**小ロット多頻度輸送**が求められる

等により、敬遠される場合がある。

【農水産品一件あたりの 貨物量の推移】

出典：国土交通省「全国貨物純流動調査（物流センサス）」より 国土交通省物流政策課作成
※ ２０１５年は速報値。

【トラック業界の労働環境】

	道路貨物運送業	全産業
所得額	388 万円	489 万円
労働時間	2580 時間	2124 時間

出典：厚生労働省「平成27年賃金構造基本統計調査」

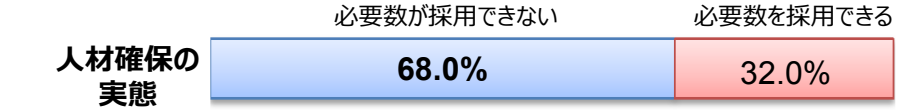

出典：（公社）全日本トラック協会実施の景況感調査（９３回調査）における追加質問の集計により作成

【手荷役作業の多い品目】

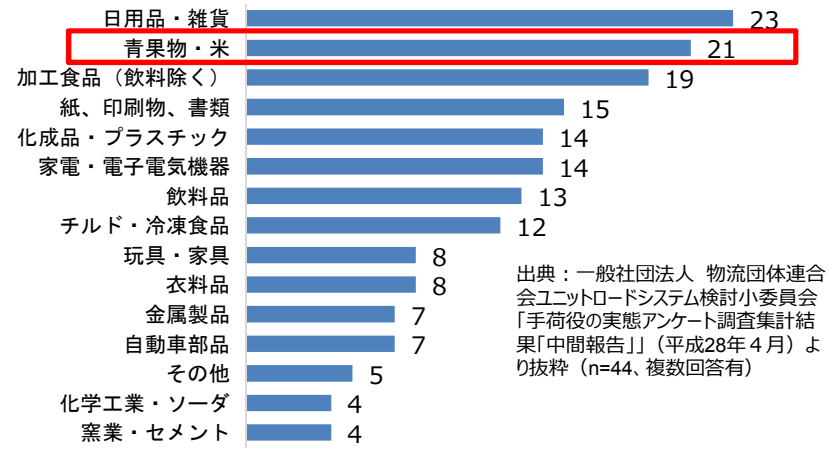

出典：一般社団法人 物流団体連合会ユニットロードシステム検討小委員会「手荷役の実態アンケート調査集計結果「中間報告」」（平成28年４月）より抜粋（n=44、複数回答有）

Copyright 2017 Food Industry Affairs Bureau. Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.

農産品物流の改善に向けた取組の方向性

○ 今後も人手不足が深刻化する可能性があるなか、トラックドライバーの確保がさらに困難となり、**農産品の物流は、今後立ち行かなくなる可能性**がある。

○ 今後とも、農産品の生産、出荷、流通、販売に携わる各関係者が、各々の事業の継続にとって不可欠な物流を安定的に確保するためには、**トラック輸送への負荷の軽減**、物流の効率化を図ることが必要である。

【輸送品類別 拘束時間の内訳】

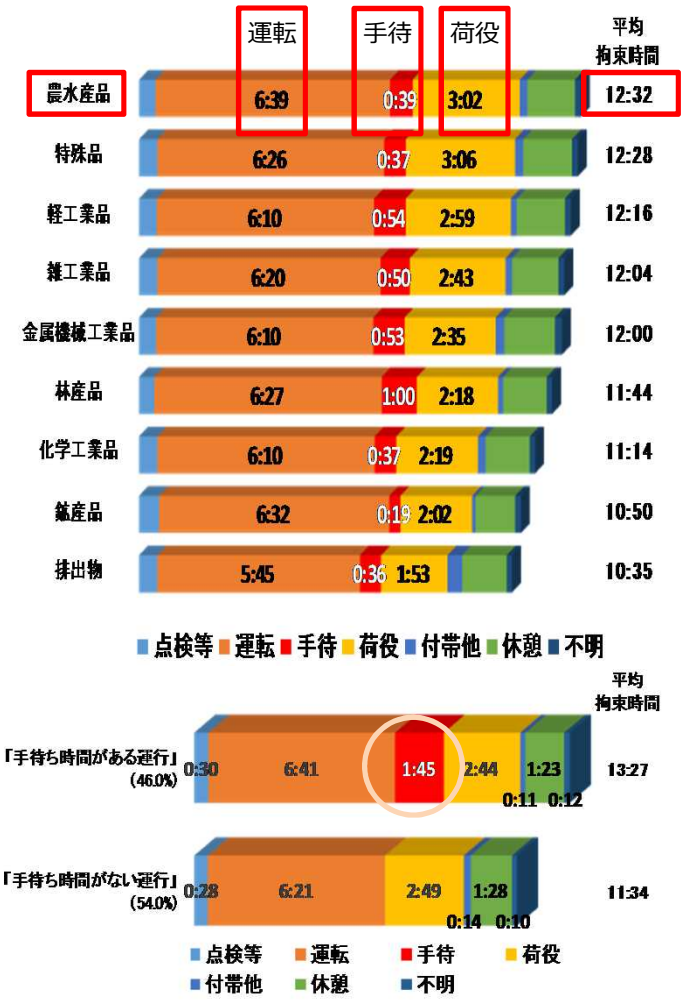

出典：国土交通省「トラック輸送状況の実態調査（Ｈ２７）」

【農産品物流の改善により、各関係者が受けるメリット】

生産・出荷関係者	卸売関係者	小売関係者	物流関係者
○ 安定的な出荷や、通販等新たな販売に必要な物流の安定的な確保	○ 安定的な配送の確保		○ 長時間労働の軽減 ○ 過重労働の軽減 ○ 人手不足の軽減
	○ 安定的な集荷の確保	○ 安定的な商品の確保	
○ 物流コストの最適化			
○ 効率的な運用による収益性の改善、生産性の向上			

Copyright 2017 Food Industry Affairs Bureau. Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.

農産品物流の課題と対応方策（イメージ）

○農産品物流の主な課題に対し、関係者が連携して解決を図っていく必要がある。

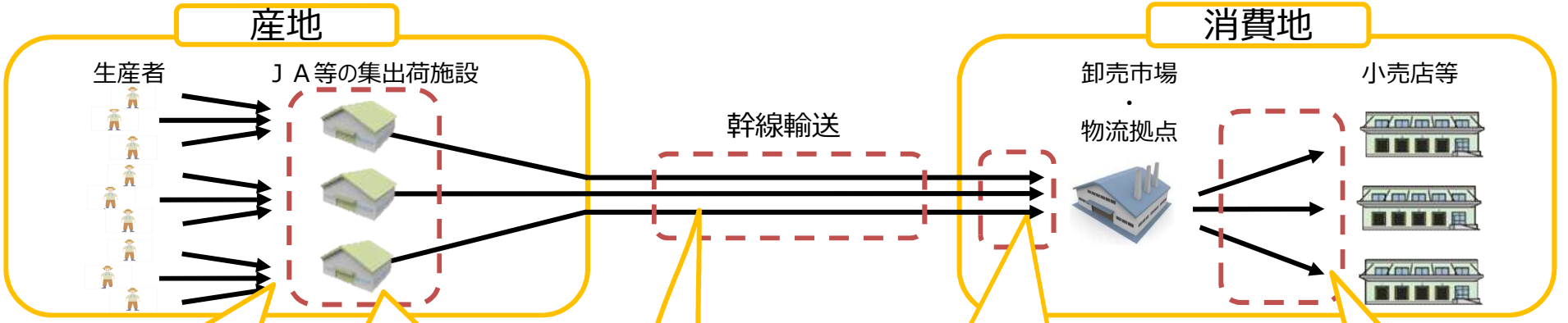

【出荷前】

① 荷の手積み作業に長時間を要し、ドライバーへの負荷が大きく、効率が悪い

② 出荷量が日によって変動し、適正配車が難しい

【出荷時】

③ 各集荷場から個別に輸送するため小ロット。また、各集荷場を回るため効率が悪く、待ち時間が長い

【幹線輸送】

④ トラック輸送が大宗

⑤ 遠隔地では長距離輸送のためトラックドライバーの拘束時間が長い

【荷受け（卸売市場等）】

⑥ 荷の手下ろし作業に長時間を要し、待ち時間も長く、ドライバーの作業負荷や労働時間が増える

⑦ 帰り荷がない場合は全体として積載率が悪くなる

【小売店等への配送】

⑧ 多頻度注文が多いため小ロットの多頻度配送が多い

⑨ 配荷場所が複数あるため、効率が悪い

① パレット化やフレコンの活用

② ICTによる効率集荷システムの導入

③ 共同輸送（ストックポイント等への集約による大ロット化・効率化）やトラック予約受付等のICT活用

④ 共同輸送（トラックの共同利用及び中継輸送）

⑤ 鉄道・船舶へのモーダルシフト

⑥ パレット化（再掲）及びICTによるトラック予約受付システムの導入

⑦ 共同輸送（帰り便の活用）

⑧ 商慣行の見直し

⑨ 共同輸送（トラックの共同利用）（再掲）

Copyright 2017 Food Industry Affairs Bureau. Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.

食品流通の課題解決に向けた検討方向

現状と課題

➢ 食品が円滑かつ効率的に流通するよう、ドライバーの「長時間の拘束」「荷役作業の負担」等を改善すべき。

検討方向

○ ドライバーの「長時間の拘束」「荷役作業の負担」等の改善
- ・ＩＣＴを活用した産地の効率的な集荷システムや物流センターへの到着予約システムの導入
- ・パレット化・共同輸送

○ 一貫パレチゼーションモデルの確立
- ・産地・品目を選択してパレット物流を実証
- ・RFID付きのパレットの個体管理により紛失・流用を防止
- ・RFIDを通じた情報管理により流通状況を見える化

○ 新たな輸送体系の推進
- ・複数産地や異業種との共同集荷・配送システム等によるトラック輸送の高度化や新たな船舶輸送体制等の構築

トラックバースの空き時間を見える化し、ドライバーがスマートフォンなどの端末から事前予約できるシステム

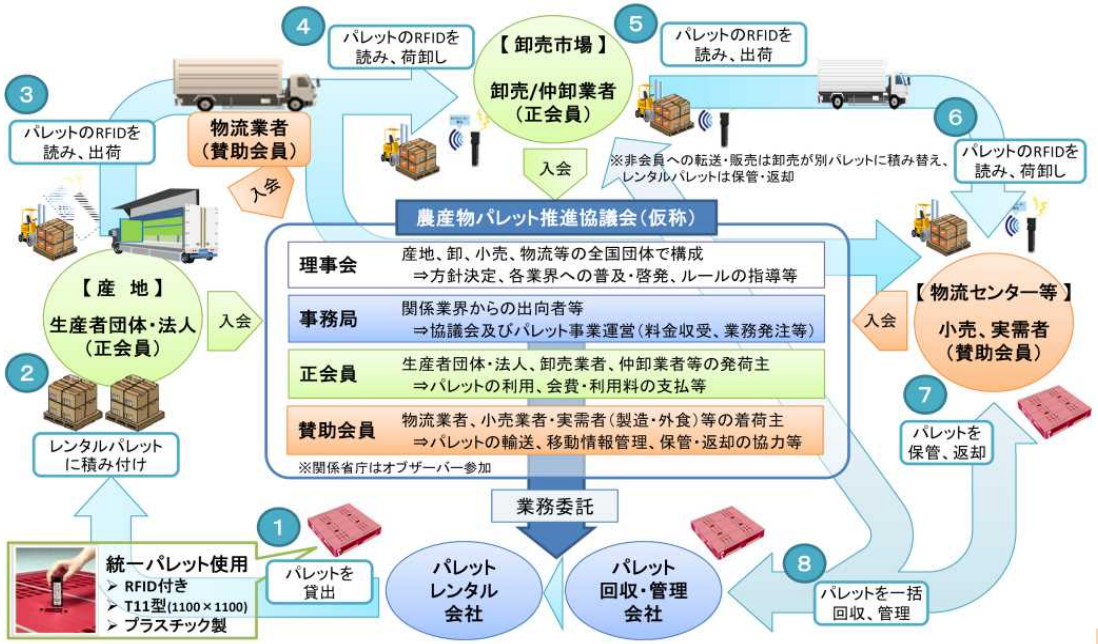

Copyright 2017 Food Industry Affairs Bureau.　Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.

食品流通の効率化

パレット化の取組の事例

- ホクレンでは、パレットの活用により、積み降ろし時間が1/2～1/3に短縮。配達先が2市場から3市場へ増加。
- 遠隔地の産地では、トラックの積載率を上げるため、未だパレット化率が低位。

ホクレン（農業協同組合連合会）の事例

○ パレットレンタル業者や卸売市場等の出荷先と連携し、標準型パレットを活用し、フォークリフトによる積み降ろしを実現。

① 標準型パレットをレンタルし、段ボールの手積み輸送をパレット輸送に切替え。

② 標準型パレットに合わせて一部のダンボールサイズを変更。

③ 特にパレット回収率が悪い取引先には個別訪問を行い、改善策を協議。

○ 積み降ろし時間が１／２～１／３に短縮し、配達先が2市場から3市場へ増加。
パレット回収率が80%（2014年度）から95%（2016年度）へ改善。

パレット化の状況

○ 生産者団体、市場関係者等からの聞き取りによれば、

① 北海道、九州を中心とした遠隔地では、トラックの積載率を上げて物流経費を抑えるため、ベタ積みすることが多く、パレット化率は数%台と低い状況。

② 関東近県では、パレット化が進んでいるものの、適切な利用、管理がなされているとは言いがたい状況も。

Copyright 2017 Food Industry Affairs Bureau. Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.

食品流通の課題解決に向けた検討方向

現状と課題

- 農産物の販売先は、直接販売、市場出荷等様々な販売ルートの中から選択。
- 物流は大ロットにまとめることが不可欠。

検討方向

○　卸売市場の物流拠点としての活用
・卸売市場流通と産直等の垣根を取り払い、ハブとなる卸売市場に大ロット・低コストで輸送
・周辺の卸売市場に転送

○　様々な販売ルートの見える化
・生産者、卸売市場、バイヤーの３者による取引先開拓のためのマッチングサイト「アグリーチ」の活用

○　物流資源の「見える化」
・農産物の物流拠点の実情を把握
・他産業等の事例調査を通じて物流合理化施策の評価・改善等を実施

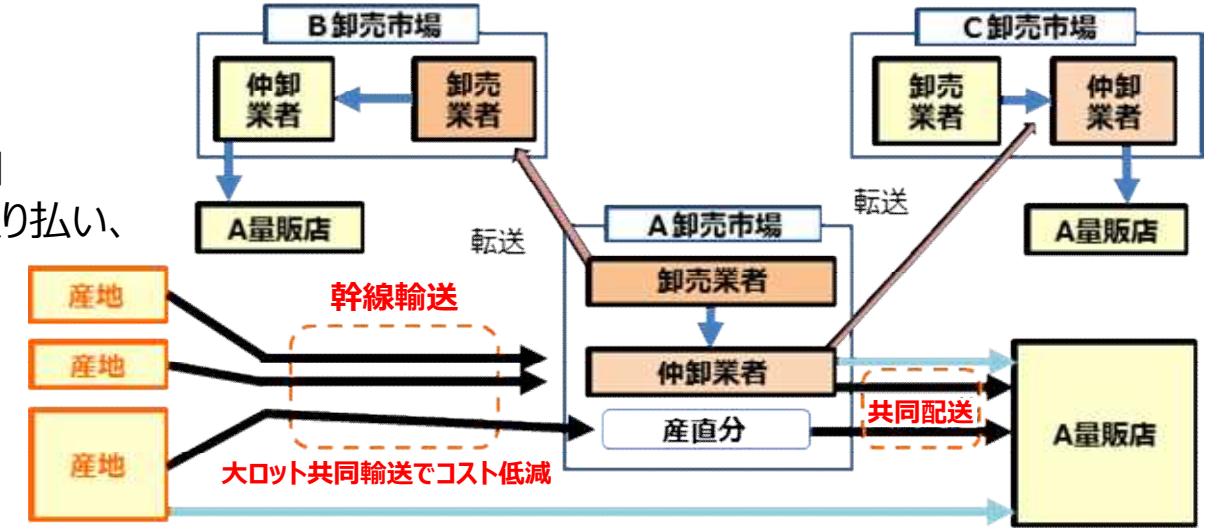

農産物の物流拠点の効率活用

【課題】
農産物のロット集約や効率的な集配送等に重要な卸売市場や民間の物流センター等の物流拠点について、稼働率が低い時間帯の存在、自動化・パレット化等の未浸透など、効率的な活用に課題

	2018年度	2019年度	2020年度	2021～2023年度	2024年度
農産物の物流拠点の効率活用	農産物の物流拠点の調査・分析、評価指標の開発	物流拠点情報の「見える化」、施策評価・改善	物流拠点の合理的な活用方法等を横展開		上限規制の適用開始

Copyright 2017 Food Industry Affairs Bureau.　Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.

ストックポイントの活用（実例を踏まえたイメージ）

- 出荷される野菜を、産地ストックポイントに集約し、首都圏などの消費地に輸送。
- 各集荷場所の荷物を集約することにより、集荷にかかるコストを削減。

【ストックポイントを活用しない場合】

各集荷場所を巡回して、小ロットの荷を積み込むため、作業時間が長時間

【試算（東北を想定）】
○集荷コスト(幹線トラック)　約28,200円
（集荷時間の合計　　約325分）

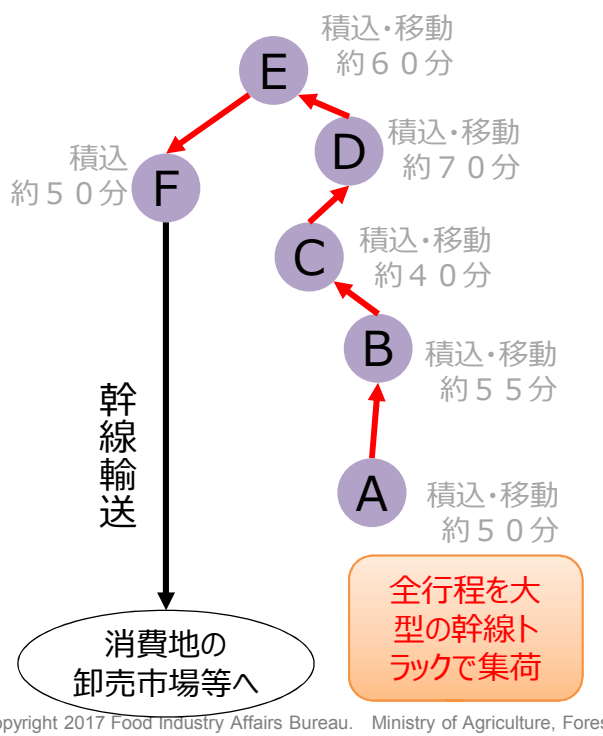

【ストックポイントを活用する場合】

各集荷場所からストックポイントに集荷し、大ロット輸送と作業時間の短縮によりコストを抑制

【試算（東北を想定）】
○集荷コスト(集荷トラック)　約26,350円(約７％減)
（集荷時間の合計　　約465分）

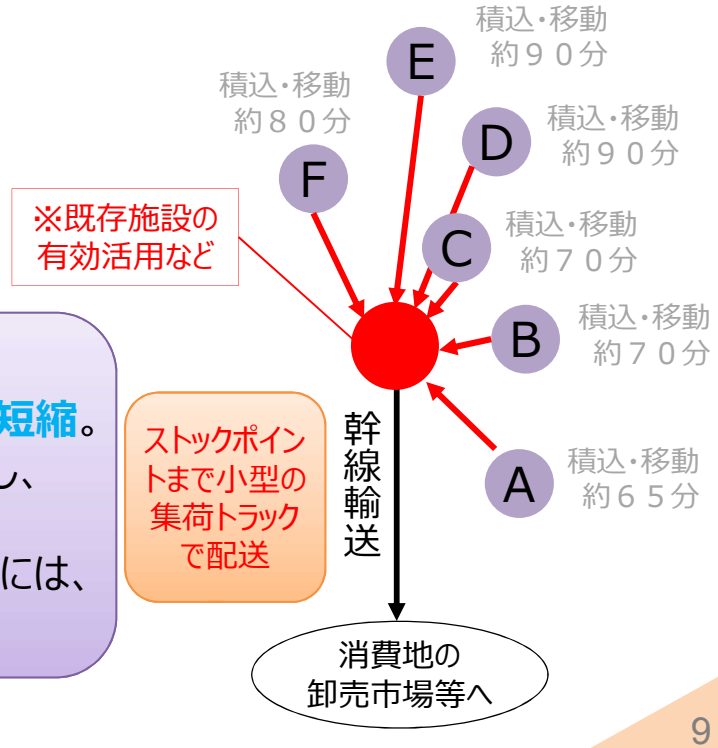

産地のメリット
ドライバーの拘束時間が短縮。
運送事業者の負担を軽減し、**輸送力を確保**。
ストックポイントまでの輸送には、熟練を要しない。

Copyright 2017 Food Industry Affairs Bureau.　Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.

資料8

トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプランについて

公益社団法人　全日本トラック協会

トラック運送業界の働き方改革
実現に向けたアクションプラン
【概要版】

- トラック運送業界では長時間労働等を背景にドライバー不足が深刻化しており、将来の担い手確保のためにも、働き方改革は喫緊の課題です。
- 政府では平成29年8月にトラック・バス・タクシーの働き方改革の「直ちに取り組む施策」を取りまとめており、これを受けて、業界としても主体的に働き方改革を推進するため、全ト協はトラックドライバーの長時間労働の抑制と職業としての魅力向上、人手不足対策のための働き方改革アクションプランを策定しました。

Ⅰ．基本方針

1. 罰則付き時間外労働の上限規制に対応するため、長時間労働を是正します。
2. 若年労働者を確保し、優秀な人材を業界に呼び込むため、ドライバーの処遇、労働環境、労働条件の改善に努めます。
3. 物流条件の調整やコスト負担等についての理解促進をはかるため、国や荷主を含めた関係者と緊密なコミュニケーションをとります。
4. 場当たり的な対策ではなく、目標達成に向け途切れることなく取り組みます。
5. 全ト協、地方ト協、適正化事業実施機関等、業界団体も一丸となって取り組みます。
6. 社会に貢献するトラック輸送サービスを維持・強化するため、荷主や関連する業界とともに、ライフラインとしての責務を未来に向けて継続するための行動を速やかに起こします。

Ⅱ．達成目標

目標 ： 時間外労働年960時間超のトラック運転者が発生する事業者の割合

平成33（2021）年度（施行後3年目）	25%
平成34（2022）年度（施行後4年目）	20%
平成35（2023）年度（施行後5年目）	10%
平成36（2024）年度（適用開始年度）	0%

※　本アクションプランのスケジュールは、平成31年4月に改正労働基準法が施行され、それから5年猶予の後の平成36年4月から自動車の運転業務に罰則付きの時間外労働の上限規制が適用されることを前提としています。また月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率引き上げ（25%→50%）の中小企業への適用については平成35年4月に施行されることを前提としています。

公益社団法人
全日本トラック協会
Japan Trucking Association

Ⅲ. 取り組み内容

トラック運送業界は、長時間労働の抑制とトラックドライバーの職業としての魅力向上のため、「労働生産性の向上」「運送事業者の経営改善」「適正取引の推進」「多様な人材の確保・育成」を柱としたアクションプランを策定し、業界・企業の総力を結集して実行していきます。

1. 労働生産性の向上

項目	具体的な取り組み内容・要望等
荷待ち時間、荷役時間の削減	• 荷役のパレット化、省力・アシスト機器の活用、時間管理の徹底に努める • 物流条件の調整にむけて、発荷主・着荷主等関係者の協力が必要 • 荷役アシスト機器、ＩＴを活用したトラック予約受付システム等の導入助成、荷主以外の倉庫等の都合による待機時間の削減等を要望
高速道路の有効活用	• 適切な運行計画づくりに努める • 営業用トラックが高速道路を利用しやすい環境の整備（道路ネットワーク、高速道路料金割引制度の充実等）を要望
市街地での納品業務の時間短縮	• 納品業務の共同化を推進する • 市街地における貨物車駐車対策の見直し、物流に配慮した都市内インフラの整備等を要望
中継輸送の拡大	• 長距離運行を行うトラック運送事業者での中継輸送促進に努める • SA・PA等を中継拠点として利用しやすくする対策、事業協同組合等の機能を活用した中小事業者同士の連携推進

2. 運送事業者の経営改善

項目	具体的な取り組み内容・要望等
ドライバーの処遇改善	• 全産業並みの賃金水準の実現、給与体系の見直し、週休２日制の導入、年次有給休暇取得促進に努める
経営基盤の強化	• 経営規模の拡大、賃金アップを見込んだ原価計算、運賃・料金の設定、デジタコ等を活用したドライバーと運行効率の管理、労働時間管理、労働時間削減目標の設定、IT点呼、受委託点呼等の管理スタッフ（事務職）の働き方改革に努める • デジタコ装備率を高めるためデジタコ及びデジタコ管理・解析ソフトを含めた購入費についての補助等、IT点呼、受委託点呼の要件緩和を要望

Ⅲ. 取り組み内容

3. 適正取引の推進

項目	具体的な取り組み内容・要望等
書面化、記録化の推進	• 契約の書面化、荷待ち時間の記録、新標準運送約款に準拠した料金体系への転換に努める
適正運賃・料金の収受	• 全産業平均と同程度の年収を担保する労務費、法定福利費、納税や再投資等を前提とした原価計算の実施、原価計算スキルの向上に努める • 原価意識向上に役立つセミナーの実施、マニュアルの普及、適正運賃・料金収受、過重労働排除を目的とした啓発資料の作成、荷主勧告制度、物流特殊指定等への理解促進等を要望
多層化の改善	• 元請トラック運送事業者の機能・役割の強化、下請トラック運送事業者での原価計算励行・受託条件の適正化に努める
コンプライアンス経営の強化	• 適正化事業実施機関による巡回指導の拡充強化を通じ、悪質・不適格事業者の把握に努める • 運輸支局等と連携した厳格な指導の徹底、優良事業者に対するインセンティブ付与、ホワイト経営の見える化、新規参入事業者のコンプライアンス強化等を要望

4. 多様な人材の確保・育成

項目	具体的な取り組み内容・要望等
女性・高齢者も働きやすい職場・会社づくり	• 省力機器の導入、手荷役の見直し、休憩室、男女別の着替えロッカー、女子専用トイレ、パウダールーム、育児休業制度、子育て環境の整備等、幅広い視点から職場環境改善に努める • 短時間勤務でも可能な業務の創出、ワークライフバランスを推進
働き甲斐のある職場・会社づくり	• 従業員のスキルアップ、キャリアアップが可能となる教育・人事制度、資格取得の奨励、キャリアパスの仕組みづくりに努める
若年労働力確保に向けた取り組みの強化	• 新卒者の採用増に向けて、賃金水準の改善、休日の増加等、若者にとって魅力的な雇用条件を整える • インターンシップ、地域貢献等を通じて業界に興味をもってもらう、新卒入職者の免許・資格の取得に係る支援を強化する • 若年労働力確保対策に重点を置いた支援制度の拡充・創設等を要望

Ⅳ. 着実に実行し、より大きな効果を上げるために

フォローアップ

１．モニタリングの仕組みの確立

本アクションプランが着実に遂行され効果を上げているかどうか、進捗確認するための仕組みと体制を構築します。特に、労働時間の短縮が賃金の低下につながればトラックドライバーの職業的魅力は一層低下することから、労働時間と賃金を併せてモニタリングします。

２．優良事例のＰＲ

「労働生産性の向上」「トラック運送事業者での経営改善」「適正取引の推進」「多様な人材の確保育成」等の各分野での先進的な取り組み、目覚ましい効果の確認された取り組みを優良事例として収集します。また成功の秘訣となる要素を抽出・整理し、全国の中小トラック運送事業者に普及するようPRします。

３．ＰＤＣＡ

上記より得られた情報を基に、計画の進捗状況の確認・見直しを行います。必要に応じてアクションプランを修正し、より高い目標（一般則の規制水準）のできるだけ早期の達成に向けた取り組みに繋げます。

何よりも、関係者の協力が必要です

トラック輸送は、我が国の産業・経済活動の基盤であり、日々の暮らしになくてはならないものです。そのため、トラック運送業界での働き方改革は「社会の仕組みを見直す取り組み」でもあります。

我々トラック運送事業者は自らの使命を全うするため意識改革を進め、現場で働くドライバー目線に立って、本アクションプランに真摯に取り組みます。

その一方で、長時間労働の改善はトラック運送事業者のみの努力では限界があります。トラック輸送サービスを維持・強化するため、国、自治体、発荷主、着荷主、物流関連施設等の管理運営者等の幅広い関係機関や関係者にも本アクションプランに示した問題意識と取り組み内容を共有願います。そして共に課題と向き合い、トラック運送業界の働き方改革を確実に推し進められるよう、様々な場面において上記の関係者の協力をお願い致します。

トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン

問合せ　公益社団法人全日本トラック協会　TEL：03-3354-1037（企画部）

資料９

平成31年度概算要求について

トラック事業における働き方改革の推進

一般会計　300百万円（101百万円）

● トラック運送事業は他の産業に比べて長時間労働、低賃金の状況にあり、ドライバー不足が深刻な課題。
● このため、労働生産性の向上、多様な人材の確保・育成、取引環境の適正化等に資する事業を実施し、働き方改革による労働条件改善を推進する。

①「ホワイト物流」実現国民運動（仮称）の展開について

＜事業概要＞

● 国土交通省、荷主所管省庁、荷主や物流事業者団体、労働組合等が連携し、労働生産性の向上と多様な人材が現場労働者として活躍できる労働環境の実現に取り組む「ホワイト物流」実現国民運動を実施。

（具体的な取組内容）

➢ 荷主等に対する「「ホワイト物流」実現国民運動」の参加に向けた呼びかけ
（運動に賛同する事業者は取組内容の公表）
➢ 荷主が取り組むべき事項等に関する普及・啓発活動
（例：平成28年度から実施してきたパイロット事業のノウハウをまとめたガイドラインの普及啓発セミナーの実施）
➢ キャンペーン・ポータルサイトの開設・運営　等
（運営の例：取組状況に関するフォローアップや改善提案の受付及び働きかけ等を実施）

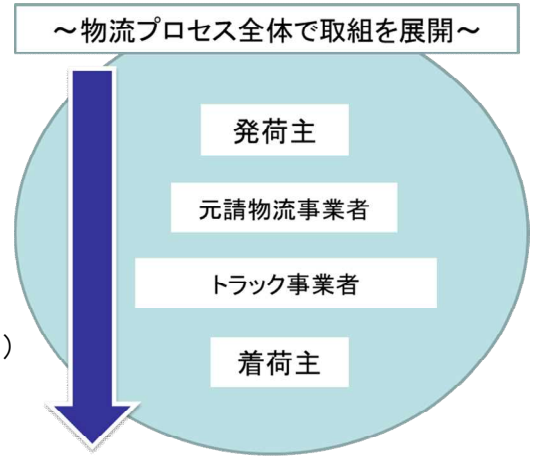

②輸送品目別の取組の強化

＜事業概要＞

●パイロット事業では様々な輸送品目について取組みを行ってきたが、個々の輸送品目ごとに抱える課題等に違いがあることから、輸送品目ごとの課題や実態を把握し、改善方策を検証する。

●地方によって輸送品目ごとに課題が異なる面もあることから、中央・地方の両方において関係者と取組みを進める。

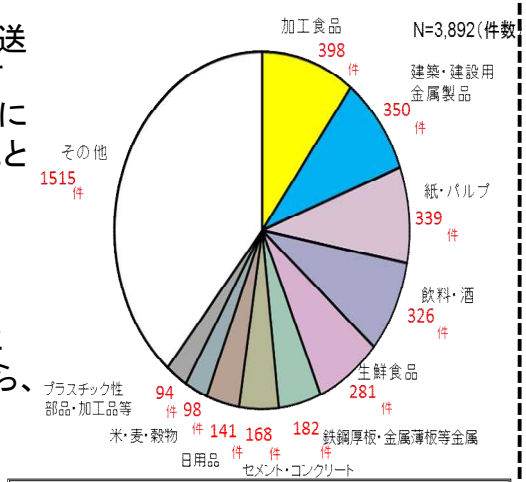

30分以上の荷待ち時間が生じた件数（輸送品目別）

③長時間労働の是正等に資する機器・システム等の活用の促進

＜事業概要＞

● 長時間労働の是正等に資する機器について、機器の効果を増幅させるための効果検証等を実施する。

＜検証イメージ＞

➢ 予約受付システムの相互利用の促進（情報の標準化）
➢ 予約受付システムと配車システム等の連携による効果検証の実施 等

荷主側がそれぞれ他社製の予約受付システムを導入しているため、A運送は別のアプリケーションを使って予約しなければならず、ドライバーの負担が大きい。

A運送は1つのアプリケーションで全荷主の予約ができるため、ドライバー負担軽減を実現。

参考資料

平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震におけるトラックによる緊急物資輸送について

国土交通省自動車局　貨物課

平成30年7月豪雨による被害状況等について

※　これは速報であり、数値等は今後変わることもあります。

・トラック関係

・自治体等からの要請に基づき、府県トラック協会による物資輸送を実施

輸送日	要請元	要請先	輸送品目	輸送先	台数
7月5日	京都府	京都府トラック協会	ブルーシート	長岡京市役所、八幡市役所	2t車2台
7月6日	福岡県	福岡県トラック協会	食料	北九州市各区役所	2t車3台
7月7日	岐阜県	岐阜県トラック協会	パン、水	岐阜県郡上市大和町庁舎	4t車2台
7月7日	愛媛県	愛媛県トラック協会	毛布	愛媛県大洲市役所	4t車1台
7月7日	岡山県	岡山県トラック協会	毛布	岡山県井原市役所、倉敷市内避難所	2t車2台
7月7日	鳥取県	鳥取県トラック協会	弁当	鳥取県内避難所	4t車1台
7月7日	飯田市	長野県トラック協会	毛布	岡山県総社市役所	12t車1台
7月7日	筑西市	茨城県トラック協会	水、米、衛生用品	岡山県高梁市役所	10t車1台
7月7日	相馬市	福島県トラック協会	水、毛布、布団、缶入りパン	総社市、倉敷市	4t車1台、10t車1台
7月8日	徳島市	徳島県トラック協会	水、食料、毛布	倉敷市役所	15t車1台
7月8日	富山市	富山県トラック協会	毛布	岡山県総社市役所	10t車1台
7月8日	広島県	広島県トラック協会	水、食料、毛布	尾道市役所	4t車1台
7月8日	静岡市	静岡県トラック協会	毛布、米	倉敷市役所	6t車1台
7月8日	鳥取県	鳥取県トラック協会	弁当	鳥取県内避難所	4t車3台
7月8日	三鷹市	東京都トラック協会	水、米、粉ミルク	岡山県倉敷市真備総合公園	2トン車1台
7月9日	愛媛県	愛媛県トラック協会	水	宇和島市吉田病院	2t車1台
7月9日	広島県	広島県トラック協会	水、食料、毛布、土嚢	府中市役所、竹原市役所、熊野町	4トン車10台
7月9日	浜松市	静岡県トラック協会	水	倉敷市	11t車1台
7月9日	相馬市	福島県トラック協会	水、毛布、布団、缶入りパン	総社市、倉敷市	4t車1台、10t車1台
7月9日	南相馬市	福島県トラック協会	水、毛布、ブルーシート	総社市、倉敷市	10t車1台
7月10日	浜松市	静岡県トラック協会	水、ブルーシート	総社市	4t車1台
7月10日	高島市	滋賀県トラック協会	水、衛生用品	大洲市総合体育館	4t車1台
7月10日	多賀城市	宮城県トラック協会	水、米、衛生用品 等	広島県呉市・江田島市、岡山県総社市	10トン車1台
7月10日	愛媛県	愛媛県トラック協会	パン、水、スポットクーラー	大洲市総合体育館、西予市宇和体育館、宇和島市役所、野村小学校・野村中学校(西予市)、老人ホームかわかみ荘(西予市)、菅田小学校・大洲小学校・平公民館(大洲市) 明間小学校(西予市)	6t車1台、4t車4台、3t車1台、2t車2台
7月10日	広島県	広島県トラック協会	食料、衛生用品等	三原南小学校、絆ホール(呉市)、坂町	4トン車3台
7月11日	さいたま市	埼玉県トラック協会	水、米、ビスケット	広島県呉市(日本通運倉庫)	10トン車1台
7月11日	広島県	広島県トラック協会	食料、水、ブルーシート、簡易トイレ等	呉市(病院、倉庫)、江田島市、竹原市合同庁舎、坂町役場	4トン車7台
7月11日	愛媛県	愛媛県トラック協会	食料、衛生用品等	大洲市総合体育館、西予市宇和体育館、宇和島市役所	4トン車3台
7月12日	島根県	島根県トラック協会	飲料水	桜江総合センター(島根県江津市)	2トン車1台
7月12日	米子市	鳥取県トラック協会	ウェットティッシュ・飲料水	愛媛県大津市	2トン車1台
7月12日	愛媛県	愛媛県トラック協会	食料、水、米、衛生用品等	大洲市総合体育館、西予市宇和体育館、JAえひめ南宇和島共選場(宇和島市)	4トン車1台、6トン車1台、10t車3台
7月12日	広島県	広島県トラック協会	毛布、土嚢袋、タオル、ブルーシート等	府中町役場、竹原市役所、東広島市役所、熊野町倉庫、坂町役場、尾道市水防倉庫	4トン車3台、2トン車1台
7月12日	岡山県	岡山県トラック協会	消石灰	倉敷市真備町市場	2トン車1台
7月12日	富山市	富山県トラック協会	飲料水、毛布、衣料品	広島県呉市	10トン車1台
7月13日	愛媛県	愛媛県トラック協会	食料、飲料水、衛生用品等	大洲市総合体育館、西予市宇和体育館、JAえひめ南宇和島共選場(宇和島市)、野村小学校・野村中学校(西予市)	4トン車1台、6トン車1台、10t車3台
7月13日	岡山県	岡山県トラック協会	空パレット	岡山県拠点施設	10トン車1台
7月13日	広島県	広島県トラック協会	ブルーシート、簡易トイレ、トイレットペーパー、紙オムツ、飲料水、土嚢袋	竹原美術館、東広島市役所、呉市市役所、絆ホール(呉市)、JA呉江能選果場(江田島市)	4トン車5台、2トン車1台、10トン車1台
7月13日	鳥取県	鳥取県トラック協会	土嚢袋	倉敷市真備町	4トン車3台
7月13日	愛媛県	愛媛県トラック協会	段ボールベッド	倉敷市真備町	10t車2台
7月13日	徳島県	徳島県トラック協会	水、給水タンク、スコップ等	広島県世羅郡世羅町、尾道市高須町、大洲市	4トン車2台、2トン車1台
7月14日	岡山県	岡山県トラック協会	長靴、ブルーシート、延長コード、スコップ、軍手	真備総合公園体育館	大型4台
7月14日	広島県	広島県トラック協会	ブルーシート、飲料水、ダンボールベッド、スポットクーラー	南方コミュニティセンター(三原市)、海田町役場、三原市防災ステーション、尾道市中央公民館、呉市まちづくりセンター、JA呉江能選果場(江田島市)	4トン車7台、2トン車1台
7月14日	愛媛県	愛媛県トラック協会	飲料水、食料、段ボールベッド等	大洲市、西予市、今治市	10t車1台、4トン車1台、2トン車2台
7月14日	埼玉県	埼玉県トラック協会	ブルーシート、手袋、マスク、スコップ	岐阜県関市社会福祉協議会	4トン車1台

7月15日	広島県	広島県トラック協会	段ボールベッド、土嚢袋、作業服	三原市沼田西小学校、JA呉江能選果場（江田島市）	4トン車1台、2トン車1台
7月15日	徳島県	徳島県トラック協会	飲料水、食料等	広島県安芸郡坂町	4トン車2台
7月16日	広島県	広島県トラック協会	ブルーシート、 飲料水、軍手、養生テープ	海田町福祉センター、中国通運（株）倉庫（竹原市）JA呉江能選果場（江田島市）	4トン車2台、10トン車1台
7月16日	倉敷市	岡山県トラック協会	弁当、飲料水	真備地区、水島地区避難所	2～3トン車4台
7月17日	広島県	広島県トラック協会	スポーツドリンク、お茶、段ボールベッド	海田町福祉センター、熊野町備蓄倉庫、呉市天応まちづくりセンター	2トン車3台
7月17日	愛媛県	愛媛県トラック協会	テント	宇和島市	6.5トン車1台
7月17日	岡山県	岡山県トラック協会	飲料水、シャベル、軍手、タオル こたつフロアマット等	真備総合公園体育館	10トン車2台
7月17日	倉敷市	岡山県トラック協会	弁当、飲料水	真備地区、水島地区避難所	2～3トン車4台
7月18日	岡山県	岡山県トラック協会	飲料水、シャベル、軍手、タオル こたつフロアマット等	真備総合公園体育館	10トン車2台
7月18日	倉敷市	岡山県トラック協会	弁当、飲料水	真備地区、水島地区避難所	2～3トン車4台
7月18日	広島県	広島県トラック協会	スポーツドリンク、土嚢袋、 ティッシュペーハー、ペーパータオル、ポリ袋、懐中電灯、電池	坂町役場、絆ホール（呉市）、呉市安浦まちづくりセンター	4トン車3台、2トン車1台、10トン車2台
7月18日	愛媛県	愛媛県トラック協会	飲料水、食料等	大洲市、宇和島市、西予市	4トン車、6トン車各1台
7月18日	徳島県	徳島県トラック協会	飲料水、食料等	広島県安芸郡坂町	6トン車、4トン車各1台
7月19日	広島県	広島県トラック協会	土嚢袋、フトン	JA呉江能選果場（江田島市）、坂町役場	4トン車2台、10トン車1台
7月19日	岡山県	岡山県トラック協会	飲料水、シャベル、軍手、タオル こたつフロアマット等	真備総合公園体育館	10トン車2台
7月19日	倉敷市	岡山県トラック協会	弁当、飲料水	真備地区、水島地区避難所	2～3トン車4台
7月20日	倉敷市	岡山県トラック協会	弁当、飲料水	真備地区、水島地区避難所	2～3トン車4台
7月20日	岡山県	岡山県トラック協会	飲料水、シャベル、軍手、タオル こたつフロアマット等	真備総合公園体育館	10トン車1台
7月20日	愛媛県	愛媛県トラック協会	飲料水、食料等	大洲市、西予市、宇和島市	10トン車、4トン車各1台
7月20日	広島県	広島県トラック協会	長靴、高圧洗浄機	絆ホール（呉市）	2トン車1台
7月21日	倉敷市	岡山県トラック協会	弁当、飲料水	真備地区、水島地区避難所	2～3トン車4台
7月21日	岡山県	岡山県トラック協会	スポーツドリンク	真備総合公園体育館	10トン車2台
7月21日	広島県	広島県トラック協会	ゴミ箱他生活用品	JA呉江能選果場（江田島市）	4トン車1台
7月22日	岡山県	岡山県トラック協会	お茶・水	真備総合公園体育館	10トン車1台
7月22日	倉敷市	岡山県トラック協会	弁当、飲料水	真備地区、水島地区避難所	10トン車1台
7月23日	広島県	広島県トラック協会	土嚢袋、ブルーシート、飲料水、スポーツドリンク	竹原市シルバー人材派遣センター、海田町役場、坂町役場、三原市沼田川河川防災ステーション、矢野小学校等	4トン車2台、2トン車3台
7月23日	岡山県	岡山県トラック協会	お茶、スコップ、布団	真備総合公園体育館	10トン車2台
7月23日	倉敷市	岡山県トラック協会	弁当、飲料水	真備地区、水島地区避難所	2トン車1台
7月24日	広島県	広島県トラック協会	スポーツドリンク	竹原美術館、竹原市社会福祉協議会	4トン車1台
7月24日	倉敷市	岡山県トラック協会	弁当、飲料水	真備地区、水島地区避難所	2トン車1台
7月25日	岡山県	岡山県トラック協会	お茶、スコップ	真備総合公園体育館	10トン車2台
7月25日	倉敷市	岡山県トラック協会	弁当、飲料水	真備地区、水島地区避難所	2トン車1台
7月25日	大津市	滋賀県トラック協会	土嚢袋	真備総合公園体育館	2トン車1台
7月25日	広島県	広島県トラック協会	スポーツドリンク、お茶	矢野小学校（広島市安芸区）、小屋浦ふれあいセンター（坂町）	2トン車1台
7月26日	倉敷市	岡山県トラック協会	弁当、飲料水	真備地区、水島地区避難所	2トン車1台
7月26日	愛媛県	愛媛県トラック協会	飲料水、食料等	西予市	6トン車1台

7月27日	倉敷市	岡山県トラック協会	弁当、飲料水	真備地区、水島地区避難所	2トン車1台
7月27日	広島県	広島県トラック協会	ブルーシート、毛布	東広島市役所、東広島運動公園体育館	4トン車1台
7月27日	広島県	広島県トラック協会	スポーツドリンク、お茶	熊野町防災備蓄倉庫、	4トン車1台
7月27日	広島県	広島県トラック協会	ブルーシート	竹原市シルバー人材派遣ンター	1トン車1台
7月27日	広島県	広島県トラック協会	飲料水	呉市役所川尻市民センター	4トン車1台
7月27日	広島県	広島県トラック協会	スポットクーラー	広島県備蓄倉庫（三原市本郷）	4トン車1台
7月28日	倉敷市	岡山県トラック協会	弁当、飲料水	真備地区、水島地区避難所	2トン車1台
7月28日	広島県	広島県トラック協会	飲料水	呉市役所川尻市民センター	4トン車1台
7月28日	広島県	広島県トラック協会	土嚢袋、ブルーシート、スポットクーラー	東広島市役所、海田町役場	4トン車1台
7月28日	広島県	広島県トラック協会	土嚢袋	坂町役場	4トン車1台
7月29日	倉敷市	岡山県トラック協会	弁当、飲料水	真備地区、水島地区避難所	2トン車1台
7月30日	愛媛県	愛媛県トラック協会	飲料水、食料等	西予市、宇和島市、八幡浜市	6トン車、4トン車各1台
7月30日	岡山県	岡山県トラック協会	飲料水・缶詰等	真備総合公園体育館	10トン車1台
7月30日	広島県	広島県トラック協会	ブルーシート、スポットクーラー、スポーツドリンク	三原市防災ステーション、熊野第四小学校	2トン車1台
7月31日	広島県	広島県トラック協会	飲料水、土嚢袋、ブルーシート、毛布	呉市役所川尻市民センター、竹原市シルバー人材センター、府中町役場、海田町役場、東広島市役所	4トン車4台 2トン車1台 3トン車2台
8月1日	広島県	広島県トラック協会	飲料水、土嚢袋、ブルーシート、お茶	呉市役所川尻市民センター、竹原市シルバー人材センター、安芸区役所、坂町役場	4トン車1台 2トン車2台
8月1日	岡山県	岡山県トラック協会	飲料水・缶詰等	真備総合公園体育館	10トン車1台
8月2日	広島県	広島県トラック協会	防塵マスク、ゴーグル	竹原市社会福祉協議会、竹原市役所	2トン車1台
8月3日	広島県	広島県トラック協会	スポーツドリンク、お茶	東広島運動公園、坂町役場	2トン車1台
8月3日	広島県	広島県トラック協会	スポットクーラー	広島県備蓄倉庫（三原市本郷）	2トン車1台
8月3日	岡山県	岡山県トラック協会	飲料水・缶詰等	真備総合公園体育館	10トン車1台
8月4日	岡山県	岡山県トラック協会	飲料水・缶詰等	真備総合公園体育館	10トン車1台
8月6日	岡山県	岡山県トラック協会	飲料水・缶詰等、長座布団	真備総合公園体育館、水島勤労センター	10トン車2台
8月6日	広島県	広島県トラック協会	スポーツドリンク・土嚢袋・ブルーシート	坂町役場、小屋浦ふれあいセンター、三原市大和支所	4トン車2台
8月7日	広島県	広島県トラック協会	土嚢袋・ブルーシート	三原市大和支所、三原市防災ステーション	4トン車1台
8月8日	岡山県	岡山県トラック協会	飲料水・缶詰等	真備総合公園体育館	10トン車1台
8月9日	広島県	広島県トラック協会	スポーツドリンク・土嚢袋・ブルーシート	東広島市総合福祉センター、坂町役場、呉市役所、呉ポートパーク	4トン車3台
8月10日	広島県	広島県トラック協会	スポーツドリンク	本郷学習センター（三原市）、南方コミュニティセンター（三原市）	4トン車1台
8月10日	岡山県	岡山県トラック協会	飲料水・缶詰等、長座布団、空パレット	真備総合公園体育館、水島勤労福祉センター、岡山県農林水産総合センター畜産研究所	4トン車1台 10トン車2台
8月16日	広島県	広島県トラック協会	土嚢袋・ブルーシート	天応まちづくりセンター、安浦まちづくりセンター	4トン車2台
8月17日	広島県	広島県トラック協会	土嚢袋・水	呉市営倉庫	14トン車1台

・支援物資輸送（プッシュ型）（国交省において全日本トラック協会の協力のもと輸送調整）

輸送日	輸送品目	輸送先	台数
7月10日	ミネラルウォーター	矢掛町農村環境改善センター	10t車1台
7月10日	乾パン、クラッカー	矢掛町農村環境改善センター	2t車1台
7月11日	スポットエアコン	広島市内小学校	2t車1台
7月12日	おかゆ	矢掛町農村環境改善センター	2t車1台
7月12日	水	広島県拠点施設	4t車2台
7月14日	水	海上自衛隊呉基地	10t車3台
7月13日	ベビーフード	岡山県拠点施設	軽トラック1台
7月13日	介護食品	岡山県拠点施設	2t車1台
7月14日	食料品	広島県拠点施設	2t車1台
7月14日	手洗い台	小屋浦ふれあいセンター	2t車2台
7月14日	ポリタンク	黒磯ふ頭	10t車2台
7月14日	段ボールベッド	岡田小学校（倉敷市真備町）	2t車1台
7月14日	水	呉市保健所すこやかセンター	10t車1台
7月15日	レトルトカレー	呉市内集積所	2t車1台
7月15日	水	広島県拠点施設	10t車3台
7月15日	飲料	広島市東区役所駐車場	2t車1台
7月15日	飲料	広島市南区役所別館	2t車1台
7月15日	飲料	広島市安佐北区安佐北総合福祉センター	2t車1台
7月15日	飲料	広島市安芸区安芸区総合福祉センター	2t車1台
7月15日	飲料	呉市内災害ボランティアセンター	2t車1台
7月15日	飲料	府中町府中町役場	2t車1台
7月15日	飲料	海田町海田小学校	2t車1台
7月15日	飲料	熊野町社会福祉協議会	3t車1台
7月15日	飲料	熊野町防災倉庫	3t車1台
7月15日	飲料	坂町役場	2t車1台
7月15日	飲料	坂町社会福祉協議会	4t車1台
7月15日	飲料	江田島市呉農業協同組合江能選果場	2t車1台
7月15日	飲料	三次市福祉保健センター	軽トラック1台
7月15日	飲料	府中市社会福祉協議会	4t車1台
7月15日	飲料	庄原市ふれあいセンター	軽トラック1台
7月15日	飲料	東広島市社会福祉協議会	10t車1台
7月15日	飲料	東広島市役所救援物資センター	3t車1台
7月15日	飲料	竹原市竹原合同ビル	2t車1台
7月15日	段ボールベッド	呉市内災害ボランティアセンター	確認中
7月17日	段ボールベッド	竹原市役所災害対策本部	2t車1台 3t車1台 4t車1台
7月17日	段ボールベッド	尾道市土生公民館	
7月17日	段ボールベッド	因島ふれあいセンター	
7月17日	段ボールベッド	尾道市山波公民館	
7月17日	段ボールベッド	尾道市総合福祉センター	
7月17日	段ボールベッド	尾道市日比崎公民館	
7月17日	段ボールベッド	尾道市中央公民館久山田分館	
7月17日	段ボールベッド	岩子島農業構造改善センター	
7月20日	お茶	岡山県拠点施設	7t車1台 10t車2台
7月20日	水	広島県拠点施設	10t車2台
7月20日	スポーツドリンク	広島県拠点施設	15t車1台
7月20日	パウチゼリー飲料	真備総合公園体育館	4t車2台
7月21日	土のう袋	広島市内物流センター	10t車3台
7月23日	自動コック付き水タンク	絆ホール（呉市）	2t車1台
7月24日	シュラフ（寝袋）	大洲市平公民館	宅配便1台
7月24日	布団	呉市内老人集会所	4t車2台
7月24日	布団	呉市内老人集会所	
7月24日	布団	呉市内老人集会所	
7月24日	布団	呉市川尻まちづくりセンター	
7月24日	布団	呉市内老人集会所	
7月24日	布団	呉市吉浦まちづくりセンター	
7月24日	布団	呉市安浦まちづくりセンター	
7月24日	布団	つばき会館（呉市）	
7月24日	布団	呉市（旧）小坪小学校	
7月25日	ウェットタオル	呉市内物流倉庫	2t車1台
7月27日	ウェットタオル	呉市内物流倉庫	10t車1台
7月28日	お茶	岡山県拠点施設	10t車1台

平成30年北海道胆振東部地震による被害状況等ついて

※　これは速報であり、数値等は今後変わることもあります。

・トラック関係

・自治体と北海道トラック協会との輸送協定に基づき同協会による物資輸送を実施

輸送日	要請元	要請先	輸送品目	輸送先	台数
9月7日	北海道	北海道トラック協会	水	日高町門別庁舎、むかわ町本庁舎、安平町早来庁舎、厚真町福祉センター、札幌医大	4トン車1台 10トン車1台 トレーラ1台
9月8日	北海道	北海道トラック協会	ダンボールベッド	厚真町内各避難所	10トン車1台
9月13日	北海道	北海道トラック協会	水、食料、日用品	安平町役場、厚真スポーツセンター、むかわ町役場、むかわ町穂別綜合支所、日高町役場、平取町役場	6トン車2台、4トン車1台、2トン車3台
9月13日	北海道	北海道トラック協会	紙おむつ	むかわ町役場、むかわ町穂別綜合支所	6トン車1台
9月14日	北海道	北海道トラック協会	水、食料、日用品	安平町役場、厚真スポーツセンター、むかわ町役場、むかわ町穂別綜合支所、日高町役場、北海道広域物資拠点	6トン車2台 4トン車1台 2トン車2台
9月14日	北海道	北海道トラック協会	水、食料、日用品	北海道広域物資拠点	6トン車1台 10トン車2台 トレーラー3台
9月14日	北海道	北海道トラック協会	室内テント、ポータブルストーブ	北海道広域物資拠点	2トン車1台
9月15日	北海道	北海道トラック協会	飲料水、食料	安平町役場、厚真スポーツセンター、むかわ町役場、むかわ町穂別綜合支所、日高町役場	4トン車1台 2トン車3台
9月16日	北海道	北海道トラック協会	ストーブ、ポリタンク等	安平町役場、むかわ町役場、むかわ町穂別綜合支所	4トン車1台 2トン車2台
9月17日	北海道	北海道トラック協会	紙おむつ	安平町役場、厚真スポーツセンター、むかわ町役場	4トン車1台 2トン車2台
9月17日	北海道	北海道トラック協会	水	日高町役場	2トン車1台
9月18日	北海道	北海道トラック協会	バスタオル、衣料、ガソリン携行缶、カセットコンロ、マスク	安平町役場、厚真スポーツセンター、むかわ町役場、日高町	4トン車1台 2トン車3台
9月19日	北海道	北海道トラック協会	食料、飲料水、日用品	安平町役場、厚真スポーツセンター、むかわ町役場、日高町	2トン車3台
9月20日	北海道	北海道トラック協会	食料、飲料水、オイルヒーター、懐中電灯、毛布	安平町役場、むかわ町役場、むかわ町穂別綜合支所	2トン車3台
9月21日	北海道	北海道トラック協会	食料	むかわ町役場	2トン車1台
9月22日	北海道	北海道トラック協会	食料、飲料水、加湿器	厚真スポーツセンター、安平町役場、むかわ町役場	2トン車3台
9月23日	北海道	北海道トラック協会	マスク、野菜ジュース、パックご飯	厚真スポーツセンター、安平町役場、むかわ町役場	2トン車3台
9月24日	北海道	北海道トラック協会	防災ずきん、ハイソックス	厚真スポーツセンター、安平町役場、むかわ町役場、むかわ町穂別綜合支所	2トン車3台
9月25日	北海道	北海道トラック協会	毛布	むかわ町役場	2トン車1台

・支援物資輸送（プッシュ型）（自衛隊と連携してプッシュ型輸送を実施）

輸送日	輸送品目	輸送先	台数
9月7日	ミネラルウォーター	航空自衛隊入間基地	10t車1台
9月7日	スポーツドリンク	航空自衛隊入間基地	13t車1台
9月8日	簡易充電器	航空自衛隊入間基地	2t車1台
9月8日	乾電池	航空自衛隊入間基地	2t車1台
9月10日	ミネラルウォーター	航空自衛隊入間基地	13t車1台
9月12日	毛布	航空自衛隊入間基地	4t車1台